

女川原子力発電所保安規定審査資料	
資料番号	T S - 2 6
提出年月日	2 0 2 2 年 7 月 2 0 日

女川原子力発電所 2 号炉

重大事故等対処設備に関するサーベイラン スの実施方法及び確認について

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。

2 0 2 2 年 7 月
東北電力株式会社

重大事故等対処設備に関するサーベイランスの実施方法及び整理について

1. 重大事故等対処設備のサーベイランス実施方法について

「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその他の附属施設における発電用原子炉施設保安規定の審査基準」の改正等での要求事項に基づき、重大事故等対処設備（以下「S A設備」という。）のサーベイランス（定事検、月例等）についても、設計基準事故対処設備（以下「D B設備」という。）同様、事故時等の条件で必要な性能が発揮できるかどうかを確認（以下「実条件性能確認」という。）するための十分な方法（実条件性能確認に相当する方法であることを検証した代替の方法を含む）で実施する。

2. 実条件性能確認に関する考え方

種類	確認項目
運転停止時（定期事業者検査等）	<ul style="list-style-type: none">定期事業者検査及びそれ以外の社内的な確認の範囲内で、確認している項目。設置許可や技術基準にて要求される設備の性能（実条件性能）を担保するための確認行為として、停止時に実施する設備の保全及び試験（通常運転時には確認が困難な事故時条件（模擬含む）等）により確認を実施している。
通常運転時（月例試験等）	<ul style="list-style-type: none">社内的な確認の範囲内で、月、日、時間単位で確認している項目。設置許可や技術基準にて要求される設備の性能（実条件性能）を担保するための確認行為として、通常運転時に合理的に実施可能な範囲内において日常管理としての盤面監視、巡視点検、保全及び機器類の動作試験により確認を実施している。

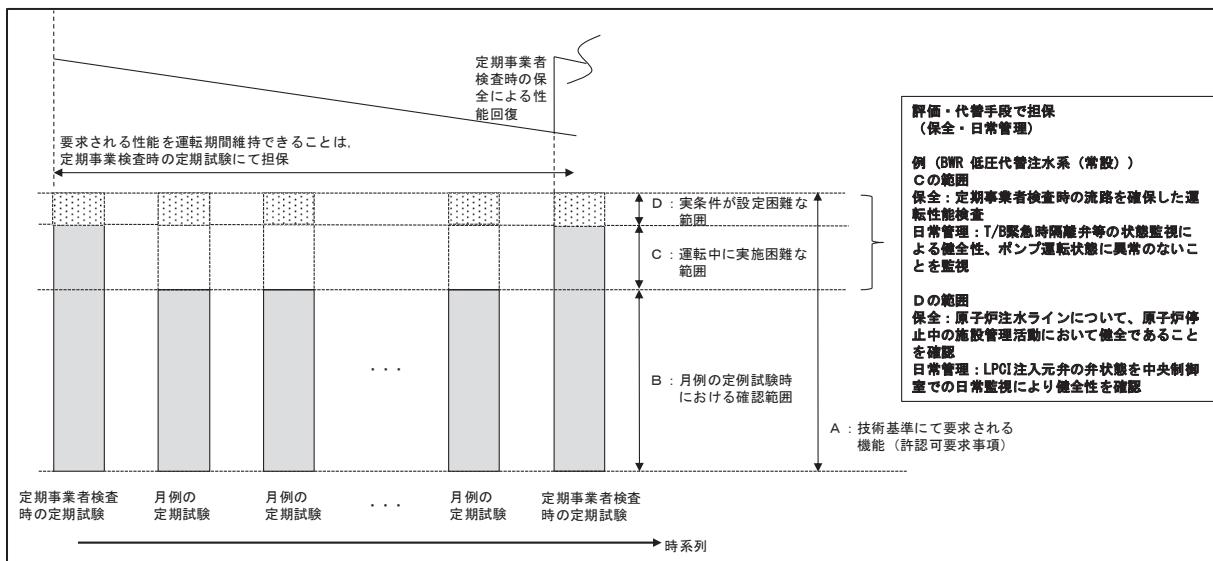
3. S A実条件性能確認一覧表の整理について

S A設備の実条件性能確認比較表についてもD B設備と同様に、許認可に基づく要求事項（実条件性能）と、定期事業者検査時に実施する定期試験及び月例にて実施する定例試験を比較し、その差分を実条件性能確認との差異として整理する。

系統名	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等 での判定基準(案)	月例等試験の判定基準 (チェックシート等での記 載内容)	「実条件性能確認」適合の考え方	
				実条件性能確認との差異 【定事検】[月例等]	実条件性能確認評価／プレコン
低圧代替 注水系 (常設) (復水移送ポンプ)	残留熱除去系(低圧注水モード)及び 低圧炉心スプレイ 系の機能が喪失した場合の重大事故 等対処設備として、 低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)は、復水移送ポンプにより、復水貯蔵タンクの水を 残留熱除去系等を 経由して原子炉圧力容器へ注水する ことで炉心を冷却できる設計とする。	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ○原子炉への実注入試験【定事検/月例等】 下記の通り、原子炉運転中・停止中ともに実施することは原子力安全上困難と考える。 <ul style="list-style-type: none"> ・注水可能圧力まで原子炉圧力を減圧すると原子炉運転継続不可。 ・原子炉出力及び原子炉水位の変動。 ・注水に伴う原子炉水質の悪化 <p style="text-align: center;">Dの範囲</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・定期事業者検査等にて必要な流量・揚程を確認し、月例等試験時はポンプ手動起動試験にて動作可能であることを確認している。 また電動弁についても、定期事業者検査等及び月例等試験時にそれぞれ実施可能な開閉試験を実施し、系統構成が適切になされることを確認している。
	運転性能検査 <ul style="list-style-type: none"> ・復水移送ポンプ1台運転にて流量が [] m³/h 以上で、揚程が [] m 以上及び復水移送ポンプ2台で流量が [] m³/h 以上で、揚程が [] m 以上確保可能であることを確認する。(判定基準を満足させるための弁の開閉を含む) (以下、省略) 	<p>【定例試験】 復水移送ポンプ手動起動試験(1ヶ月/回)</p> <p>【判定基準】 (原子炉の状態:運転、起動、高温停止)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・復水移送ポンプ 2 台が動作可能であることを確認する。(動作確認) (原子炉の状態:冷温停止、燃料交換) ・復水移送ポンプ 3 台の内 1 台が動作可能であることを確認する。(動作確認) ・運転中のポンプについては、運転状態により確認する。 <p>【日常点検】 <ul style="list-style-type: none"> ・CRD 復水入口弁, T/B 緊急時隔離弁, R/B B1F 緊急時隔離弁, R/B 1F 緊急時隔離弁及び復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁の表示状態確認 </p>	<ul style="list-style-type: none"> ○復水移送ポンプ運転時の揚程・流量確認不可【月例等】 下記の通り、原子炉運転中に実施することは原子力安全上困難と考える。 ・系統構成による復水器真空度悪化。 <p style="text-align: center;">Cの範囲</p>	<p>左記確認を原子炉運転中に実施することは困難であることから実条件性能確認に対しては下記の通り。</p> <p>【定事検】 <ul style="list-style-type: none"> ・低圧代替注水系(常設)機能検査にて、復水移送ポンプ 3 台の内 1 台運転にて流量が [] m³/h 以上で、揚程が [] m 以上及び復水移送ポンプ 2 台で流量が [] m³/h 以上で、揚程が [] m 以上確保可能であることを確認する。なお、復水移送ポンプ 3 台に対して系統機能検査を実施する。(判定基準を満足させるための弁の開閉を含む)(以下、省略) </p>	

許認可に基づく要求事項と定期試験、定例試験における確認項目の比較（抜粋）

(例 66-4-1 低圧代替注水系 (常設) (復水移送ポンプ))



上記イメージのとおり、設置許可や技術基準にて要求される設備の性能を担保するための行為として、定期事業者検査時に実施する設備の保全及び定期試験にて確認を実施している。また、運転期間における設備の動作可能性の確認行為として、確認が可能な範囲において日常管理としての盤面監視及び巡回点検、月例で実施する定期試験にて確認しており、設備の信頼性を担保している。

4. 添付資料

S A 実条件性能比較表 (参考資料)



他条文により確認



【月例等】との差異



【定事検/月例等】との差

東北電力

女川2号炉

保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等名称 (仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案) (仮称)	月例等定期試験名称 (仮称)	月例等試験の判定基準(案) (チェックシート等での記載内容)	「実条件性能確認」適合の考え方	
								実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】	実条件性能確認評価／プレコン
66-1-1	ATWS緩和設備 (代替制御棒挿入機能)	(1)運転上の制限 ATWS緩和設備(代替制御棒挿入機能)が動作可能であること 動作可能であるべきチャンネル数 原子炉圧力高: 4チャンネル 原子炉水位異常低(L2): 4チャンネル 手動: 2チャンネル (2)確認事項 1. 代替制御棒挿入機能 機能を確認する。定事検停止時 計測制御課長 2. 原子炉圧力高: 735Mpa[gage]以下 原子炉の状況が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 発電課長チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御課長 3. 緩和機能を確認する。定事検停止時 計測制御課長 4. 原子炉水位異常低(L2): 1216cm以上(圧力容器器レベルより) 原子炉の状況が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 発電課長チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御課長 5. 手動 論理回路機能を確認する。定事検停止時 計測制御課長	【設置許可本文】 発電用原子炉が運転を緊急に停止していなければならぬ状況にもかかわらず、原子炉出力、原子炉圧力等のパラメータの変化から緊急停止していないことが推定される場合の重大事故等に対する設備として、ATWS緩和設備(代替制御棒挿入機能)は、原子炉圧力又は原子炉水位低(レベル)の信号により、全制御棒を全挿入させて発電用原子炉を未臨界にできる設計とする。 また、ATWS緩和設備(代替制御棒挿入機能)は、中央制御室の操作スイッチを手動で操作することで動作させることができる設計とする。	安全保護系保護検出要素性能(校正) 検査(原子炉計装) 【日常点検】 ・試験装置を用いて検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の動作値を確認する。また、検出要素の動作に伴う警報、リレー動作を確認する。 ・定期事業者検査結果書の添付特性検査記録の判定基準を満足すること。	代替制御棒挿入機能検査 代替制御棒挿入機能検査	【日常点検】 ・日常点検表による指⽰値の確認(1ヶ月/回) 【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	○論理回路動作確認【月例等】 下記の通り、原子炉運転中に実施することは原子力安全上困難と考える。 ・信号を入力し、論理回路を動作させ、電磁弁を動作させる事は、制御棒全挿入による原子炉停止を引き起こすため。 【日常管理】 ・代替制御棒挿入機能作動信号あり、論理回路を動作させた場合、制御室全員による原子炉停止を引き起こすリスクがあることから通常運転中の「実条件性能確認」は監視により阻害する。 ・日常点検表により、動作不能でないことを原子炉圧力計及び原子炉水位計の指示値を確認する。	左記確認を原子炉運転中に実施することは困難であることを実条件性能確認に対しては下記の通り。	
66-1-2	ATWS緩和設備 (代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)	(1)運転上の制限 ATWS緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)が動作可能であること 動作可能であるべきチャンネル数 原子炉圧力高: 4チャンネル 原子炉水位異常低(L2): 4チャンネル 手動: 2チャンネル 所要要 代替原子炉再循環ポンプトリップや断器: 2台 (2)確認事項 1. 代替原子炉再循環ポンプトリップ機能 機能を確認する。定事検停止時 計測制御課長 2. 原子炉圧力高: 735Mpa[gage]以下 原子炉の状況が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 発電課長チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御課長 3. 原子炉水位異常低(L2): 1216cm以上(圧力容器器レベルより) 原子炉の状況が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 発電課長チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御課長 4. 手動 論理回路機能を確認する。定事検停止時 計測制御課長	【設置許可本文】 発電用原子炉が運転を緊急に停止していなければならぬ状況にもかかわらず、原子炉出力、原子炉圧力等のパラメータの変化から緊急停止していないことが推定される場合の重大事故等に対する設備として、ATWS緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)は、原子炉圧力高又は原子炉水位低(レベル)の信号により、原子炉再循環ポンプ2台を自動停止させ、発電用原子炉の出力を制御できる設計とする。また、ATWS緩和設備(代替原子炉再循環ポンプトリップ機能)は、自動で止まらない場合に、中央制御室の操作スイッチを手動で操作することで、原子炉再循環ポンプを停止させることができる設計とする。	安全保護系保護検出要素性能(校正) 検査(原子炉計装) 【日常点検】 ・試験装置を用いて検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の動作値を確認する。また、検出要素の動作に伴う警報、リレー動作を確認する。 ・定期事業者検査結果書の添付特性検査記録の判定基準を満足すること。	代替原子炉再循環ポンプトリップ機能検査 代替原子炉再循環ポンプトリップ機能検査	【日常点検】 ・日常点検表による指⽰値の確認(1ヶ月/回) 【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	○論理回路動作確認【月例等】 下記の通り、原子炉運転中に実施することは原子力安全上困難と考える。 ・信号を入力し、論理回路を動作させ、原子炉再循環ポンプをトリップ動作させる事は出力変動、原子炉停止を引き起こすため。 【日常管理】 ・代替原子炉再循環ポンプトリップ作動信号あり、論理回路を動作させる事は、再循環ポンプ2台による原子炉停止を引き起こすリスクが増加することから通常運転中の「実条件性能確認」は監視により阻害する。 ・日常点検表により、動作不能でないことを原子炉圧力計及び原子炉水位計の指示値を確認する。	左記確認を原子炉運転中に実施することは困難であることを実条件性能確認に対しては下記の通り。	
66-1-3	ATWS緩和設備 (自動減圧系作動阻止機能)	(1)運転上の制限 ATWS緩和設備(自動減圧系作動阻止機能)が動作可能であること 動作可能であるべきチャンネル数(論理毎) 原子炉水位異常低(L2): 3チャンネル 中性子束高: 3チャンネル 手動: 1チャンネル (2)確認事項 1. 自動減圧系作動阻止機能 機能を確認する。定事検停止時 計測制御課長 2. 原子炉水位異常低(L2): 1216cm以上(圧力容器器レベルより) 原子炉の状況が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 発電課長チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御課長 3. 中性子束高: 10%以下 原子炉の状況が運転および起動において、動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 発電課長チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御課長 4. 手動 論理回路機能を確認する。定事検停止時 計測制御課長	【設置許可本文】 運転時の異常な過渡変化時において発電用原子炉の運転を緊急に停止することができない事象が発生した場合の重大事故等に対する設備として、ATWS緩和設備(自動減圧系作動阻止機能)は、中性子束高及び原子炉水位低(レベル)の信号により、自動で自動減圧系及び代替自動減圧回路(代替自動減圧機能)の作動を阻止する設計とする。また、ATWS緩和設備(自動減圧系作動阻止機能)は、中央制御室の操作スイッチを手動で操作することで、自動減圧系及び代替自動減圧回路(代替自動減圧機能)の作動を阻止せざることができる設計とする。	安全保護系保護検出要素性能(校正) 検査(原子炉計装) 安全保護系保護検出要素性能(校正) 検査(核計装) 安全保護系保護検出要素性能(校正) 検査(核計装) 【日常点検】 ・試験装置を用いて検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の動作値を確認する。また、検出要素の動作に伴う警報、リレー動作を確認する。 ・定期事業者検査結果書の添付特性検査記録の判定基準を満足すること。	自動減圧系作動阻止機能検査 自動減圧系作動阻止機能検査	【日常点検】 ・日常点検表による指⽰値の確認(1ヶ月/回) 【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	○論理回路動作確認【月例等】 下記の通り、原子炉運転中に実施することは原子力安全上困難と考える。 ・信号を入力し、論理回路を動作させ自動減圧系作動阻止機能を動作を確認するためには、自動減圧系又は代替自動減圧機能の動作信号をあわせて入力する必要があり、原子炉急速減圧によるLOCA状態の創出を引き起こすリスクが増加することから通常運転中の「実条件性能確認」は監視により阻害する。 ・日常点検表により、動作不能でないことを平均出力領域モニタ及び原子炉水位計の指示値を確認する。	左記確認を原子炉運転中に実施することは困難であることを実条件性能確認に対しては下記の通り。	



他条文により確認



【月例等】との差異



【定事検/月例等】との差

東北電力

本川2号炉

他条文により確認

【月例等】との差異

【定事検/目例等】との差

保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定（サーベイランス、運転上の制限）	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等名称 (仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案)	月例等定期試験名称 (仮称)	月例等試験の判定基準(案) (チェックシート等での記載内容)	「実条件性能確認」適合の考え方		
								実条件性能確認との差異【定事検】(月例等)	実条件性能確認評価／ブレコン	
66-2-3	ほう酸水注入系(重大事故等対処設備)	(1)運転上の制限 ほう酸水注入系が動作可能であること 所要数 ほう酸水注入系ポンプ:1台 ほう酸水注入系貯蔵タンク:1基 可搬型代替交流電源設備:66-12-2において定める。 常設代替交流電源設備:66-12-11において定める。	(2)確認事項 1. 定事検停止時に、ほう酸水注入系ポンプの吐出圧力が [] MPa[gage]以上であることを確認する。 定事検停止時、発電課長。 2. 原子炉の状態が、起動および高溫停止において、ほう酸水注入系貯蔵タンクの水位および温度が図24-1、2の範囲内にあることを確認する。毎日1回 発電課長。 3. 原子炉の状態が、起動、起動および高溫停止において、ほう酸水注入系ポンプの吐出圧力が [] MPa[gage]以上であることを確認する。また、ポンプの運転確認後、ポンプの運転確認に際して使用した弁が待機状態であることを確認する。 1ヶ月に1回 発電課長	(24条により確認)	(24条により確認)	(24条により確認)	(24条により確認)	(24条により確認)	(24条により確認)	
66-3-1	代替自動減圧機能	(1)運転上の制限 代替自動減圧回路(代替自動減圧機能)が動作可能であること 動作可能であるべきチャンネル数(数理毎) 原子炉水位異常低(L1):2チャンネル 原子炉水位低(L3):1チャンネル 低圧炉心スプレーリンジポンプ出口圧力高または残留熱除去系ポンプ出口圧力高:2チャンネル 自動減圧装置動作遮止機能:66-1-3において定める	(2)確認事項 1. 代替自動減圧機能 機能を確認する。 定事検停止時 計測制御課長 2. 原子炉水位異常低(L1)以上(圧力容器零レベルより) 原子炉の状態が、起動および高溫停止(原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上の場合)において、動作不能でないことを指示により確認する。 1ヶ月に1回 発電課長 チャンネル校正を実施する。 定事検停止時 計測制御課長 3. 原子炉水位低(L3) 1,344cm以上(圧力容器零レベルより) 原子炉の状態が、起動および高溫停止(原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上の場合)において、動作不能でないことを指示により確認する。 1ヶ月に1回 発電課長 チャンネル校正を実施する。 定事検停止時 計測制御課長 4. 低圧炉心スプレーリンジポンプ出口圧力高:2チャンネル 低圧炉心スプレーリンジポンプ出口圧力高:2チャンネル 原子炉の状態が、起動および高溫停止(原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上の場合)において、動作不能でないことを指示により確認する。 1ヶ月に1回 発電課長 チャンネル校正を実施する。 定事検停止時 計測制御課長 5. 残留熱除去系ポンプ出口圧力高:0.69MPa[gage] 原子炉の状態が、起動および高溫停止(原子炉圧力が0.77MPa[gage]以上の場合)において、動作不能でないことを指示により確認する。 1ヶ月に1回 発電課長 チャンネル校正を実施する。 定事検停止時 計測制御課長 論理回路機能を確認する。 定事検停止時 計測制御課長 6. 初動1マイナス10分以下 初動1マイナス10分以下 チャンネル校正を実施する。 定事検停止時 計測制御課長 論理回路機能を確認する。 定事検停止時 計測制御課長	【設置許可 本文】 代替自動減圧回路(代替自動減圧機能)は、原子炉水位低(レベル1)及び残留熱除去系ポンプ連軸(低圧注水モード)又は低圧炉心スプレーリンジポンプ連軸の場合に、主蒸気逃がし安全弁用電磁弁を作動させることにより、主蒸気逃がし安全弁を強制的に開放し、原子炉冷却材圧力パウダリを減圧させることができるものと設計する。11箇の主蒸気逃がし安全弁のうち、2個がこの機能を有している。なお、原子炉緊急停止失敗時に自動減圧系が作動すると、高圧炉心スプレーリンジからの注水に加え、残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレーリンジ系から大量的冷水が注水され圧力の急激な上昇につながるため、ATWS緩和設置(自動減圧装置動作遮止機能)により自動減圧系及び代替自動減圧装置回路(代替自動減圧機能)による自動減圧を阻止する。	安全保護系設定値確認検査(プロセス計装) 監視機能健全性確認検査(プロセス計装) 監視機能健全性確認検査(プロセス計装)	原子炉保護系インターロック機能検査(自動減圧系論理回路・代替自動減圧機能論理回路) ・各論理回路の動作要素の発出器(センサー)の動作を電気回路で接続し、論理回路全て動作することを確認及びリレー動作等により確認する。	【日常点検】 ・日常点検表による指⽰板の確認(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	○代替自動減圧機能による実作動【月例等】 下記の通り、原子炉運転中に実施することは原子力安全上困難と考える。 ・代替自動減圧機能による警報やリレー動作等の確認を行うことにより判定基準満足することを確認する。	左記確認を原子炉運転中に実施することは困難であることを実条件性能確認に対しては下記の通り。
66-3-2	主蒸気逃がし安全弁(手動減圧)	(1)運転上の制限 主蒸気逃がし安全弁による手動減圧が可能であること 所要数 主蒸気逃がし安全弁:6個 可搬型代替交流電源設備:66-12-2において定める。 常設代替交流電源設備:66-12-5において定める。 可搬型代替直流電源設備:66-12-5において定める。 常設代替直流電源設備:66-12-3において定める。 常設代替交流電源設備:66-12-11において定める。 常設代替直流電源設備:66-12-4において定める。	(2)確認事項 1. 主蒸気逃がし安全弁の性能を確認する。 定事検停止時 計測制御課長	【設置許可 添付補遺】 発電用原子炉の冷温停止への移行又は低圧注水系を使用した注水への移行目的として、主蒸気逃がし安全弁又はタービンハイバッフル弁を使用した中央制御室からの手動操作による発電用原子炉の減圧を行う。	主蒸気逃がし安全弁・遅延機能検査 ・開閉指令信号により、主蒸気逃がし安全弁が全開及び全閉することを確認する。 検査対象設備 主蒸気逃がし安全弁11台	【日常点検】 -	○主蒸気逃がし安全弁作動【月例等】 下記の通り、原子炉運転中に実施することは原子力安全上困難と考える。 ・主蒸気逃がし安全弁出入口温度の監視、温度が無いことを確認する。 ・主蒸気逃がし安全弁開閉表示(LVDT)の確認及び手動操作による動作スイッチ、電路上に係る警報が発生していないことを確認することで状態に異常の無い事を日常監視して実施する。	左記確認を原子炉運転中に実施することは困難であることを実条件性能確認に対しては下記の通り。		

株用みの内容は商業機密の観点から公開できません。



他条文により確認



【月例等】との差異



【定事検/月例等】との差

東北電力									
女川2号炉									
保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項) 【設置許可 添付追補】 常設直流水源系統喪失により主蒸気逃がし安全弁の減圧機能が喪失した場合、可搬型代替直流水源設備により主蒸気逃がし安全弁(自動減圧機能)の動作により直流水源を確保し、主蒸気逃がし安全弁(自動減圧機能)を開放して、発電用原子炉による機能回復する。なお、可搬型代替直流水源設備のうち電源車による直流水源の供給準備が整ったまでの期間は、125代 替蓄電池に主蒸気逃がし安全弁(自動減圧機能)の動作により直流水源を確保し、主蒸気逃がし安全弁(自動減圧機能)の機能を回復させた後電用原子炉を減圧する。 常設直流水源系統喪失により主蒸気逃がし安全弁の減圧機能が喪失した場合、中央制御室端子盤にて主蒸気逃がし安全弁(自動減圧機能)の動作回路に主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池を接続し、主蒸気逃がし安全弁(自動減圧機能)を開放して発電用原子炉の減圧を実施する。	定期事業者検査等の名称 (仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案) 主蒸気逃がし安全弁可搬型蓄電池機能検査	月例等定期試験名称 【巡視点検】 (1ヶ月/回)	月例等試験の判定基準(案) (チェックシート等での記載内容) 【判定基準】 ・125V直流水源切替盤が使用可能であることを外観点検により確認する。	「実条件性能確認」適合の考え方	
66-3-3 主蒸気逃がし 安全弁の機能 回復	1. 可搬型代替直流水源設備による機能回復 1. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、125V直流水源切替盤が使用可能であることを外観点検により確認する。 1ヶ月に1回 発電課長 2. 主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池による機能回復 1. 主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池の蓄電池電圧が136V以上であることを確認する。 定事検停止時 計測制御課長 2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池が使用可能であることを確認する。 3ヶ月に1回 防災課長 3. 高圧室素ガス供給系(非常用) 1. 高圧室素ガス供給系A系統およびB系統の供給圧力の設定値が1.13MPa[page]以上に設定できることを確認するとともに、HPIN常用非常用室素ガス連絡弁(A)、HPIN常用非常用室素ガス入口弁(B)が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 定事検停止時 発電課長 2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、高圧室素ガスボンベの外観点検および規定圧力の確認により、使用可能であることを確認する。 1ヶ月に1回 発電課長 4. 代替高圧室素ガス供給系 1. 代替高圧室素ガス供給系の供給圧力の設定値が [] MPa[page]以上に設定できることを確認するとともに、代替HPIN第一隔離弁および代替HPIN室素排気出口弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 定事検停止時 発電課長 2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、高圧室素ガスボンベの外観点検および規定圧力の確認により、使用可能であることを確認する。 1ヶ月に1回 発電課長	主蒸気逃がし安全弁可搬型蓄電池機能検査	【巡視点検】 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・主蒸気逃がし安全弁用可搬型蓄電池の蓄電池電圧が136V以上であることを確認する。	<差異無し>		左記確認を原子炉運転中に実施することは困難であることから実条件性能確認に對しては下記の通り。 【定事検】 ・各弁が動作可能であることを実動作させて確認する。 【日常管理】 ・巡視点検時の外観点検により、各弁に異常がないこと及び高圧室素ガス供給系ボンベの外観点検及び規定圧力を確認する。 ・HPIN常用非常用室素ガス連絡弁(A)、HPIN常用非常用室素ガス連絡弁(B)、HPIN常用非常用室素ガス入口弁(A)及びHPIN非常用室素ガス入口弁(B)動作試験【月例等】下記の通り、原子炉運転中に実施することは原子炉安全上困難と考え。・閉鎖試験に必要な系統構成に伴う駆動ガス供給の阻害による事故対応操作の遅れ。 ・HPIN常用非常用室素ガス連絡弁(A)、HPIN常用非常用室素ガス連絡弁(B)、HPIN非常用室素ガス入口弁(A)及びHPIN非常用室素ガス入口弁(B)の表示状態確認 以上の組み合わせにより実条件性能を確認していると整理する。		

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



他条文により確認



【月例等】との差異



【定事検/月例等】との差

東北電力

女川2号炉

保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等名称 (仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案)	月例等定期試験名称 (仮称)	月例等試験の判定基準(案) (チェックシート等での記載内容)	「実条件性能確認」適合の考え方	
								実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】	実条件性能確認評価/プレコン
66-4-1	低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)	<p>(1)運転上の制限 低圧代替注水系(常設)(復水移送ポンプ)が動作可能であること 所要数 復水移送ポンプ:運転、起動、高温停止:2台 冷温停止、燃料交換^②:1台 復水移送ポンプ:66-11-1に定める。 可燃性代替交流電源設備:66-12-2に定める。 常設代替交流電源設備:66-12-1に定める。 所内常設蓄電式直流水源設備:66-12-3に定める。 代替蓄内電気設備:66-12-6に定める。 ※3:原子炉水位が次に示す状態とった場合は適用しない。 (1)原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが閉の場合 (2)原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p> <p>(2)確認事項</p> <p>1. 復水移送ポンプ1台運転にて流量が [] m³/h以上で、揚程が [] m以上および復水移送ポンプ2台で流量が [] m³/h以上で、揚程が [] m以上であることを確認する。 定事検停止時 発電課長 2. ORO復水入口弁、T/B緊急時隔離弁、R/B1F緊急時隔離弁、R/B2F緊急時隔離弁および復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 定事検停止時 発電課長 3. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止において、復水移送ポンプ2台が動作可能であること、冷温停止および燃料交換^③においては、復水移送ポンプ1台が動作可能であることを確認する。 1ヶ月に1回 発電課長 4. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換^③において、RHR A系(B系) LPCI注入隔離弁、RHRヘッドスプレインライン洗浄流量調整弁、RHR系格納容器冷却ライン洗浄流量調整弁、MUWCサンブリンク取出止め弁およびPMUWポンプ吸込弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 1ヶ月に1回 発電課長 ※1:原子炉が次に示す状態とった場合は適用しない。 (1)原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつプールゲートが閉の場合 (2)原子炉内から全燃料が取出され、かつプールゲートが閉の場合</p>	[]	[]	[]	[]	<p>○原子炉への実注入試験【定事検/月例等】 下記の通り、原子炉運転中・停止中ともに実施することは原子炉安全上困難と考える。 ・注水可能圧力まで原子炉圧力を減圧すると原子炉運転継続不可。 ・原子炉出力及び原子炉水位の変動。 ・注水に伴う原子炉水質の悪化。</p>	<p>・定期事業者検査等にて必要な流量・揚程を確認し、月例等試験時はポンプ手動起動試験にて動作可能であることを確認する。 また電動弁についても、定期事業者検査等及び月例等試験時にそれぞれ実施可能な開閉試験を実施し、系統構成が適切になされることを確認する。</p>	
<p>左記確認を原子炉運転中に実施することは困難であることから実条件性能確認に對しては下記の通り。</p> <p>【定事検】 ・低圧代替注水系(常設)機能検査にて、復水移送ポンプ3台の内1台開蔽にて流量が [] m³/h以上で、揚程が [] m以上及び復水移送ポンプ2台で流量が [] m³/h以上で、揚程が [] m以上以上であることを確認する。なお、復水移送ポンプ3台に對して系統機能検査を実施する。(判定基準を満足させるための弁の開閉を含む)</p> <p>【日常管理】 ・系統構成に必要なCRD復水入口弁、T/B緊急時隔離弁、R/B1F緊急時隔離弁、R/B2F緊急時隔離弁及び復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁の全閉操作は、プラン運転中に実施すると、プランに外乱(タービングランドシール蒸気喪失による復水貯蔵タンク空虚度悪化等)を与えたため、系統構成が実施できないことから、流量・揚程の確認は、定期事例検査ではポンプの起動、起動状態により動作可能であることを確認する。 ・CRD復水入口弁、T/B緊急時隔離弁、R/B1F緊急時隔離弁、R/B2F緊急時隔離弁及び復水貯蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁については、状態監視(外観点検、ランプ表示、警報発生の有無)により健全性を確認する。 なお、開閉試験は定期事例検査時に実施する。</p> <p>以上の組み合わせにより実条件性能を確認していると整理する。</p> <p>【プレコン疑義】 特に無し</p>									
<p>○復水移送ポンプ運転時の揚程・流量確認不可【月例等】 下記の通り、原子炉運転中に実施することは原子炉安全上困難と考える。 ・系統構成による復水器真空度悪化。</p>									
<p>【日常点検】 ・復水移送ポンプ1台運転にて流量が [] m³/h以上で、揚程が [] m以上および復水移送ポンプ2台で流量が [] m³/h以上で、揚程が [] m以上であることを確認する。 定事検停止時 発電課長 低圧代替注水系(常設)機能検査</p>									
<p>【定期試験】 ・復水移送ポンプ手動起動試験(1ヶ月/回)</p>									
<p>【定期試験】 ・復水移送ポンプ手動開閉試験(1ヶ月/回)</p>									
<p>【定期試験】 ・燃料フル補給水系弁手動開閉試験(1ヶ月/回)</p>									
<p>【定期試験】 ・PMUWポンプ吸込弁が動作可能であることを確認する。(動作確認) ・動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。</p>									
<p>【定期試験】 ・PMUWポンプ吸込弁が動作可能であることを確認する。(動作確認) ・動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。</p>									
<p>【定期試験】 ・PMUWポンプ吸込弁が動作可能であることを確認する。(動作確認) ・動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。</p>									

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



他条文により確認



【月例等】との差異



【定事検/月例等】との差

東北電力								
女川2号炉								
保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等名称 (仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案)	月例等定期試験名称 (仮称)	月例等試験の判定基準(案) (チェックシート等での記載内容)	「実条件性能確認」適合の考え方
								実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】 実条件性能確認評価/プレコン
66-4-2	低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)の運転上の制限	(1)運転上の制限 低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)が動作可能であること 所要数 直流駆動低圧注水系ポンプ:1台 復水貯蔵タンク:66-11-1に定める。 可搬型代替交流電源設備:66-12-2に定める。 常設代替交流電源設備:66-12-1に定める。 所内常設蓄電式直流電源設備:66-12-3に定める。 常設代替直流電源設備:66-12-4に定める。	【設置許可 本文】 残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系の機能が喪失した場合の重大事故等対処設備として、低圧代替注水系(常設)(直流駆動低圧注水系ポンプ)は、直流駆動低圧注水系ポンプにより、復水貯蔵タンクの水を高圧炉心スプレイ系等を経由して原子炉圧力容器へ注水することで炉心を冷却できる設計とする。直流駆動低圧注水系ポンプは、常設代替直流電源設備からの給電が可能な設計とする。また、系統構成に必要な電動弁(直流)は、所内常設蓄電式直流電源設備又は常設代替直流電源設備からの給電が可能な設計とする。なお、系統構成に必要な電動弁(交流)は、交流電源に期待できないことから設置場所にて操作できる設計とする。 低圧代替注水系(常設)機能検査	-	-	-	○原子炉への実注入試験【定事検/月例等】 下記の通り、原子炉運転中・停止中ともに実施することは原子炉安全上困難と考える。 ・注水可能なまで原子炉圧力を減圧すると原子炉運転継続不可。 ・原子炉出力及び原子炉水位の変動。 ・注水による原子炉水質の悪化。 ・現場系統構成による遠隔操作機能喪失。 (人身安全を考慮しLHPCS注入隔壁弁の現場操作時は、電動弁が取り付けられていることを巡回点検にて1ヶ月に1回確認する。)	・定期事業者検査等及び月例等試験において必要な流量や揚程を確認する。 また電動弁についても、定期事業者検査等及び月例等試験時にそれぞれ実施可能な開閉試験を実施し、系統構成が適切になされることを確認する。 ・現場起動に必要な電動弁に現場手動操作用のレバー・ハンドルが取り付けられていることを巡回点検にて1ヶ月に1回確認する。
66-4-3	低圧代替注水系(可搬型)の運転上の制限	(1)運転上の制限 低圧代替注水系(可搬型)が動作可能であること 所要数 大容量送水ポンプ(タイプ1):66-19-1に定める。 燃料補給設備:66-12-7に定める。 可搬型代替交流電源設備:66-12-2に定める。 常設代替交流電源設備:66-12-1に定める。 代替所内電気設備:66-12-6に定める。	【設置許可 本文】 残留熱除去系(低圧注水モード)及び低圧炉心スプレイ系の機能が喪失した場合の重大事故等対処設備として、低圧代替注水系(可搬型)は、大容量送水ポンプ(タイプ1)により、代替淡水源の水を残留熱除去系等を経由して原子炉圧力容器に注水することで炉心を冷却できる設計とする。	(他条文により確認)	(他条文により確認)	(他条文により確認)	○原子炉への実注入試験【定事検/月例等】 下記の通り、原子炉運転中・停止中ともに実施することは原子炉安全上困難と考える。 ・FPMLWポンプ吸込弁及びDCLI注入流量調節弁が動作可能であることを確認する。(動作確認) ・動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。	・定期事業者検査等及び月例等試験において必要な流量や揚程を確認する。 また電動弁についても、定期事業者検査等及び月例等試験時にそれぞれ実施可能な開閉試験を実施し、系統構成が適切になることを確認する。 ・現場起動に必要な電動弁に現場手動操作用のレバー・ハンドルが取り付けられていることを巡回点検において1ヶ月に1回確認する。

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



他条文により確認



【月例等】との差異



【定事検/月例等】との差

東北電力							
女川2号炉							
保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等名称 (仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案)	月例等定期試験名称 (仮称)	月例等試験の判定基準(案) (チェックシート等での記載内容)
							「実条件性能確認」適合の考え方
							実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】
							実条件性能確認評価／プレコン
66-5-1	原子炉格納容器フィルタベント系	<p>(1)運転上の制限 原子炉格納容器フィルタベント系が動作可能であること 所要数 ・フィルタ装置: 3個 ・フィルタ装置出口側圧力開放弁: 1個 ・フィルタ装置出口放射線モード: 66-13-1に定める。 ・フィルタ装置出口水素濃度: 66-5-3に定める。 ・可燃性ガスポンプ: 大容量ポンプ: 66-19-1に定める。 ・可燃性ガスポンプ: 小容量ポンプ: 66-12-4に定める。 ・常設代替直流水源設備: 66-12-4に定める。 ・所内直流水源設備: 66-12-3に定める。 ・燃料補給設備: 66-12-7に定める。</p> <p>(2)確認事項 1. フィルタ装置の性能を確認する。 定事検停止時 原子炉課長 2. フィルタ装置のスクラバ液溶度の□%の濃度が□wt%以上であることおよびpHが13以上であることを確認する。 定事検停止時の原子炉起動前に1回 原子炉課長 3. ベント用SGTS側隔離弁、格納容器排気SGTS側止め弁、ベント用HVAC側隔離弁、格納容器排気HVAC側止め弁、PCV耐圧強化ベント用連絡配管隔離弁、PCV耐圧強化ベント用連絡配管止め弁、FCVSペントライン隔離弁(A)、FCVSペントライン隔離弁(B)、S/Cペントライン隔離弁、D/Wペント用出口隔離弁および遠隔手動弁操作設備を用いた弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の閉鎖状態を確認する。 定事検停止時 発電課長 4. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、原子炉格納容器フィルタベント系が使用可能であることを確認する。また、系統が窒素置換されていることを系統圧力が保持されていることにより確認する。 1ヶ月に1回 発電課長 5. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止においてフィルタ装置のスクラバ液水位が□mm以上および□mm以下であることを確認する。 1ヶ月に1回 発電課長</p>	<p>【設置許可本文】 残留熱除去系の故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合に、炉心の着しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するための大事故等対処設備として、原子炉格納容器フィルタベント系は、原子炉格納容器内空気ガスを原子炉格納容器調湿系等を経由して、フィルタ装置へ導き、放射性物質を低減させた後に原子炉建屋屋上に設けた放出口から排出することで、排放中に含まれる放射性物質の環境への放出量を低減しつつ、原子炉格納容器内に蓄積した熱を最終的な熱の逃がし場である大気へ輸送できる設計とする。</p>	<p>原子炉格納容器圧力逃がし装置性能検査</p> <p>【日常点検】 ・フィルタ装置の性能検査</p> <p>【判定基準】 ・フィルタ装置のスクラバ水位が□mm以上及び□mm以下であることを確認する。</p> <p>原子炉格納容器圧力逃がし装置性能検査</p> <p>【日常点検】 ・フィルタ装置スクラバ水性能検査</p> <p>【判定基準】 ・フィルタ装置スクラバ水の□%の濃度が□wt%以上であること pHが13以上であること。</p> <p>圧力低減設備その他の安全設備の作動検査</p> <p>【日常点検】 ・ベント用SGTS側隔離弁、格納容器排気SGTS側止め弁、ベント用HVAC側隔離弁、格納容器排気HVAC側止め弁、PCV耐圧強化ベント用連絡配管隔離弁、PCV耐圧強化ベント用連絡配管止め弁、FCVSペントライン隔離弁(A)、FCVSペントライン隔離弁(B)、S/Cペントライン隔離弁、D/Wペント用出口隔離弁および遠隔手動弁操作設備を用いた弁が動作可能であることを確認する。 ・FCVSペントライン隔離弁(B)、S/Cペント用出口隔離弁が動作可能であることを確認する。 ・FCVSペントライン隔離弁(B)、S/Cペント用出口隔離弁およびD/Wペント用出口隔離弁は人力により容易かつ確実に開閉操作ができるること。</p> <p>【日常点検】 ・FCVSペントライン隔離弁(A)、FCVSペントライン隔離弁(B)、S/Cペント用出口隔離弁(B)、S/Cペント用出口隔離弁およびD/Wペント用出口隔離弁の表示状態確認</p>	<p>○原子炉格納容器フィルタベント系を使用した格納容器ベント試験(定事検・月例等) 下記の通り、原子炉運転中・停止中ともに実施することは原子力安全上困難と考える。 ・原子炉格納容器から系外への各種気体放出による漏えい、以上のことから、実条件相当の条件で実施した開閉試験を実施することを確認する。</p> <p>○フィルタ装置(放射性よう素フィルタ)の放射性物質除去試験(定事検・月例等) 下記の通り、原子炉運転中・停止中ともに実施することは原子力安全上困難と考える。 ・放射性物質の系外への漏えい。</p> <p>【定事検】 ・フィルタ装置の機能性向上に影響を及ぼす有難い損傷がないことを確認している。また、スクラバ水位が放射性物質除去性能が担保されている□mm以上・□mm以下に維持されていることを確認する。</p> <p>【日常管理】 ・日常監視によりスクラバ水位が放射性物質除去性能が担保されている□mm以上・□mm以下に維持されていることを確認する。</p> <p>【定事検】 ・フィルタ装置の機能性向上に影響を及ぼす有難い損傷がないことを確認している。また、スクラバ水位が放射性物質除去性能が担保されている□mm以上・□mm以下に維持されていることを確認する。</p> <p>【日常管理】 ・日常監視によりスクラバ水位が放射性物質除去性能が担保されている□mm以上・□mm以下に維持されていることを確認する。</p> <p>左記確認を原子炉運転中に実施することは困難であることを実条件性能確認に對しては下記の通り。</p> <p>【定事検】 ・フィルタ装置の機能性向上に影響を及ぼす有難い損傷がないことを確認している。また、スクラバ水位が放射性物質除去性能が担保されている□mm以上・□mm以下に維持されていることを確認する。</p> <p>【日常管理】 ・日常監視によりスクラバ水位が放射性物質除去性能が担保されている□mm以上・□mm以下に維持されていることを確認する。</p> <p>左記確認を原子炉運転中に実施することは困難であることを実条件性能確認に對しては下記の通り。</p> <p>【定事検】 ・フィルタ装置の機能性向上に影響を及ぼす有難い損傷がないことを確認している。また、スクラバ水位が放射性物質除去性能が担保されている□mm以上・□mm以下に維持されていることを確認する。</p> <p>【日常管理】 ・日常監視によりスクラバ水位が放射性物質除去性能が担保されている□mm以上・□mm以下に維持されていることを確認する。</p> <p>左記確認を原子炉運転中に実施することは困難であることを実条件性能確認に對しては下記の通り。</p> <p>【定事検】 ・遠隔手動弁操作設備を有する隔離弁は人力により容易かつ確実に開閉操作ができることを確認する。</p> <p>【日常管理】 ・原子炉格納容器フィルタベント系の排出路に設置された隔離弁は、運転中は原子炉格納容器の「パンダリ」を維持することを要求されるため実施できないことから、状態監視(外観点検、ランプ表示、警報発生の有無)により健全性を確認する。なお、開閉試験は定事検停止時に実施する。</p> <p>以上の組み合わせにより実条件性能を確認していると整理する。</p> <p>左記確認を原子炉運転中に実施することは困難であることを実条件性能確認に對しては下記の通り。</p> <p>【定事検】 ・遠隔手動弁操作設備を有する隔離弁は人力により容易かつ確実に開閉操作ができることを確認する。</p> <p>【日常管理】 ・原子炉格納容器フィルタベント系の排出路に設置された隔離弁は、運転中は原子炉格納容器の「パンダリ」を維持することを要求されるため実施できないことから、状態監視(外観点検、ランプ表示、警報発生の有無)により健全性を確認する。なお、開閉試験は定事検停止時に実施する。</p> <p>以上の組み合わせにより実条件性能を確認していると整理する。</p>		

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



他条文により確認



【月例等】との差異



【定事検/月例等】との差

東北電力								
女川2号炉								
保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等名称 (仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案)	月例等定期試験名称 (仮称)	月例等試験の判定基準(案) (チェックシート等での記載内容)	
66-5-2	耐圧強化ペント系	(1)運転上の制限 耐圧強化ペント系が動作可能であること 所要数 可搬型代替交流電源設備: 66-12-2に定める。 可搬型代替交流電源設備: 66-12-5に定める。 常設代替交流電源設備: 66-12-11に定める。 常設代替直流電源設備: 66-12-4に定める。 所内常設電池式直流電源設備: 66-12-3に定める。 代替内電気設備: 66-12-6に定める。	【設置許可本文】 残留熱除去系の故障等により最終ヒートシンクへ熱を輸送する機器が喪失した場合に、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損を防止するための重大事故等対処設備として、耐圧強化ペント系は、原子炉格納容器内露囲気ガスを原子炉格納容器調製気系を通して原子炉建屋外に放出することで、主排气筒(内筒)を通して原子炉建屋外に放出することで、原子炉格納容器内に蓄積した熱を最終的な熱の逃がし場である大気へ輸送できる設計とする。	-	-	-	○耐圧強化ペント系を使用した格納容器ペント試験【定事検・月例等】 下記の通り、原子炉運転中・停止中ともに実施することは原子力安全上困難と考える。 ・原原子炉格納容器から系外への各種気体放出による漏えい。 ・月例等試験において、それぞれの機能が維持されていることを日常管理により確認する。	
		(2)確認事項 1. 非常用ガス処理系フィルタ装置出口弁(A)、非常用ガス処理系フィルタ装置出口弁(B)、ペント用SGTS側隔離弁、格納容器排気HVAC側止め弁、FCVSペントライン隔離弁(A)、FCVSペントライン隔離弁(B)、PCV耐圧強化ペント用連絡配管隔離弁、PCV耐圧強化ペント用連絡配管止め弁、S/Cペント用出口隔離弁、D/Wペント用出口隔離弁および遠隔手動弁操作設備を用いた弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の閉開状態を確認する。定事検停止時 発電課長 2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、耐圧強化ペント系が使用可能であることを確認する。 1ヶ月に1回 発電課長	压力低減設備その他の安全設備の作動検査	【日常点検】 ・非常用ガス処理系フィルタ装置出口弁(B)、ペント用SGTS側隔離弁、格納容器排気HVAC側止め弁、FCVSペントライン隔離弁(A)、FCVSペントライン隔離弁(B)、PCV耐圧強化ペント用連絡配管隔離弁、PCV耐圧強化ペント用連絡配管止め弁、S/Cペント用出口隔離弁及びD/Wペント用出口隔離弁とF/Cペント用出口隔離弁は、人力により容易かつ確実に閉開操作ができること。 ・FCVSペントライン隔離弁(A)、FCVSペントライン隔離弁(B)、S/Cペント用出口隔離弁は、人力により容易かつ確実に閉開操作ができること。 【監視点検】 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・耐圧強化ペント系が使用可能であることを確認する。(外観点検)	○圧力低減設備その他の安全設備の作動検査【月例等】 下記の通り、原子炉運転中に実施することは原子力安全上困難と考える。 ・原原子炉格納容器バウンダリの解除、ならびに原子炉格納容器フィルタペント系待機時の室素置換バウンダリ解除。 【日常管理】 ・耐圧強化ペント系の排出経路に設置された隔離弁は、運転中は原子炉格納容器バウンダリを維持することが要求されるため設置できないことから、状態監視(外観点検、ランプ表示、警報発生の有無)により健全性を確認する。 なお、閉開試験は定事検停止時に実施する。	左記確認を原子炉運転中に実施することは困難であることを実条件性能確認に對しては下記の通り。 【定事検】 ・遠隔手動操作設備を有する隔離弁は、人力により容易かつ確実に閉開操作ができることを確認する。	
66-5-3	可搬型窒素ガス供給装置	(1)運転上の制限 可搬型窒素ガス供給装置が動作可能であること 所要数 可搬型窒素ガス供給装置: 1台 常設代替交流電源設備: 66-12-1に定める。 燃料補給設備: 66-12-7に定める。	【設置許可本文】 原子炉格納容器内不活性化するための重大事故等対処設備として、可搬型窒素ガス供給装置は、原子炉格納容器内に窒素を供給することで、ジルコニウム-水反応、水の放射線分解等により原子炉格納容器内に発生する水素及び酸素の濃度を可燃限界未満にすることが可能な設計とする。	可搬型窒素ガス供給装置機能検査	【SA定期試験】 ・可搬型窒素ガス供給装置の吐出圧力が \square Pa[gage]、流量が \square Nm ³ /h(窒素純度 \square vol%以上 ^{*4} にて)であることを確認する。定事検停止時 防災課長 2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、可搬型窒素ガス供給装置が動作可能であることを確認する。 3. ペント用SGTS側隔離弁、格納容器排気HVAC側止め弁、PCV耐圧強化ペント用連絡配管隔離弁、FCVSペントライン隔離弁(A)、FCVSペントライン隔離弁(B)、S/Cペント用出口隔離弁、D/Wペント用出口隔離弁、D/W補給用窒素ガス供給用第一隔離弁およびS/C側PSA窒素供給ライン第一隔離弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の閉開状態を確認する。定事検停止時 発電課長 ※4:酸素濃度1%未満であることをもって確認する。	【判定基準】 ・可搬型窒素ガス供給装置の運転状態が正常であることを確認する。 【定期試験】 (3ヶ月/回)	○可搬型窒素ガス供給装置の機能確認【月例等】 下記の通り、原子炉運転中に実施することは原子力安全上困難と考える。 ・原原子炉格納容器バウンダリの解除。 【日常管理】 ・可搬型窒素ガス供給装置の起動・運転状態確認により必要な機能が維持されていることを担保する。 ・可搬型窒素ガス供給装置については、吐出圧力・流量・窒素濃度の確認は定事検で実施する。定期試験では動作可能(車載付計器確認含む)である事を、単体の運転確認により実施する。	以上の組み合わせにより実条件性能を確認していると整理する。
		(2)確認事項 1. 可搬型窒素ガス供給装置の吐出圧力が \square Pa[gage]、流量が \square Nm ³ /h(窒素純度 \square vol%以上 ^{*4} にて)であることを確認する。定事検停止時 防災課長 2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、可搬型窒素ガス供給装置が動作可能であることを確認する。 3. ペント用SGTS側隔離弁、格納容器排気HVAC側止め弁、PCV耐圧強化ペント用連絡配管隔離弁、FCVSペントライン隔離弁(A)、FCVSペントライン隔離弁(B)、S/Cペント用出口隔離弁、D/Wペント用出口隔離弁、D/W補給用窒素ガス供給用第一隔離弁およびS/C側PSA窒素供給ライン第一隔離弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の閉開状態を確認する。定事検停止時 発電課長 ※4:酸素濃度1%未満であることをもって確認する。	圧力低減設備その他の安全設備の作動検査	【日常点検】 ・ペント用SGTS側隔離弁、格納容器排気SGTS側止め弁、ペント用HVAC側隔離弁、格納容器排気SGTS側止め弁、ペント用HVAC側止め弁、PCV耐圧強化ペント用連絡配管隔離弁、PCV耐圧強化ペント用連絡配管止め弁、S/Cペント用出口隔離弁、D/Wペント用出口隔離弁とF/Cペント用出口隔離弁は、人力により容易かつ確実に閉開操作ができること。 【監視点検】 (3ヶ月/回)	【判定基準】 ・格納容器バウンダリを維持する事が要求されるため、運転中は原子炉格納容器バウンダリを維持することを確認する。 【定期試験】 (3ヶ月/回)	○圧力低減設備その他の安全設備の作動検査【月例等】 下記の通り、原子炉運転中に実施することは原子力安全上困難と考える。 ・原原子炉格納容器バウンダリの解除、ならびに原子炉格納容器フィルタペント系待機時の室素置換バウンダリ解除。 【日常管理】 ・可搬型窒素ガス供給装置に必要な隔離弁は、運転中は原子炉格納容器バウンダリを維持することが要求されるため実施できないことから、状態監視(外観点検、ランプ表示、警報発生の有無)により健全性を確認する。 なお、閉開試験は定事検停止時に実施する。	以上の組み合わせにより実条件性能を確認していると整理する。	

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



他条文により確認



【月例等】との差異



【定事検/月例等】との差

東北電力								
女川2号炉								
保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項) (仮称)	定期事業者検査等名称 (仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案) (仮称)	月例等定期試験名称 (仮称)	月例等試験の判定基準(案) (チェックシート等での記載内容)	「実条件性能確認」適合の考え方
								実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】
66-5-4	原子炉補機代 替冷却水系	<p>(1)運転上の制限 原子炉補機代替冷却水系2系列が動作可能であること 所要数 大容量送水泵ポンプ(タイプI): 66-19-1に定める。 熱交換器ユニット: 1台×2 常設代用交流電源設備: 66-12-1に定める。 燃料補給設備: 66-12-7に定める。</p> <p>(2)確認事項 1. 热交換器ユニットの淡水ポンプの流量および揚程が以下を満足していることを確認する。 - 流量が $\square\text{ m}^3/\text{h}$以上で揚程が $\square\text{m}$以上。 2. RCW常用冷却水供給側分離弁(A)、RCW常用冷却水供給側分離弁(B)、RCW常用冷却水戻り側分離弁(A)、RCW常用冷却水戻り側分離弁(B)、RCW代用冷却水不要負荷分離弁(A)、およびRCW代用冷却水不要負荷分離弁(B)が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 3. 定事検停止時、旁聴委員 4. RH熱交換器(A)冷却水出口弁、RHR熱交換器(B)冷却水出口弁、FPC熱交換器(A)冷却水出口弁およびFPC熱交換器(B)冷却水出口弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。(1ヶ月に1回 発電課長) </p>	<p>【設置許可 本文】 原子炉補機冷却水系(原子炉補機冷却海水系を含む。)の故障又は全交流動力電源の喪失により、最終ヒートシンクへ熱を輸送する機能が喪失した場合の大事故対処設備として、原子炉補機代替冷却水系は、サブリージョンユニットへの熱の蓄積により原子炉冷却機能が確保できる一定の期間内に、熱交換器ユニットを原子炉補機冷却水系に接続し、大容量送水泵(タイプI)により熱交換器ユニットに海水を送水することで、残留熱除去系等の機器で発生した熱を最終的な熱の逃がし場である海へ輸送できる設計とする。</p> <p>【運転性能検査】 1. 热交換器ユニットの淡水ポンプの流量及び揚程が以下を満足していることを確認する。 - 流量が $\square\text{ m}^3/\text{h}$以上で揚程が $\square\text{m}$以上。 </p> <p>【原子炉補機代替冷却水系機能検査】</p> <p>【日常点検】 - RCW常用冷却水分離弁及び代替冷却水不要負荷分離弁の表示状態確認 </p> <p>【定期点検】 - 熱交換器ユニット点検(3ヶ月/回) </p>	<p>-</p> <p>-</p> <p>-</p>	<p>○原子炉補機代替冷却水系による実循環試験【定事検/月例等】 下記の通り、原子炉運転中・停止中とともに実施することは原子力安全上困難と考える。 - RCW系統への異物混入。 - 原子炉運転中に実施する場合は、RCW系統不待機が必要。 - 热交換器ユニット海水側については、腐食による劣化。</p> <p>○熱交換器ユニット点検【月例等】 下記の通り、原子炉運転中に実施することは原子力安全上困難と考える。 - 热交換器ユニットについて、動作可能であることを確認する。(ハンドターニング及び外観確認)</p> <p>○熱交換器ユニット点検【月例等】 下記の通り、原子炉運転中に実施することは原子力安全上困難と考える。 - 試験においては工場試験装置が必要であり、発電所構外への持ち出しが必要となるから、その間不得機状態となる。</p>	<p>左記確認を原子炉運転中に実施することは困難であることから実条件性能確認に對しては下記の通り。</p> <p>【定事検】 - 工場試験装置を用いたポンプ機能性能試験により、必要な流量・揚程(圧力損失等を考慮)を確認し、月例等試験時は熱交換器ユニットの外観点検等にて動作可能であることを確認する。また電動弁についても、月例等試験時にそれぞれ実施可能な開閉試験を実施し、系統構成が適切になされることを確認する。</p> <p>【月例等】 - 热交換器ユニットについては、動作可能であることをハンドターニング及び外観確認にて実施。</p> <p>以上の組み合わせにより実条件性能を確認していると整理する。</p> <p>【フレコン疑義】 特に無し</p>		

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



他条文により確認



【月例等】との差異



【定事検/月例等】との差

東北電力

女川2号炉

保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等名称 (仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案)	月例等定期試験名称 (仮称)	月例等試験の判定基準(案) (チェックシート等での記載内容)	「実条件性能確認」適合の考え方		
								実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】	実条件性能確認評価/プレコン	
66-5-5 代替循環冷却系		<p>(1)運転上の制限 代替循環冷却系が動作可能であること 所要致 代替循環冷却ポンプ、 サブリップポンプエンバ: 第46条に定める。 原子炉内冷却水系、66-5-4に定める。 常設代替交流電源設備: 66-12-1に定める。 代替内部電気設備: 66-12-6に定める。 燃料補給設備: 66-12-7に定める。</p> <p>(2)確認事項 1. 代替循環冷却ポンプの流量が $\square \text{ m}^3/\text{h}$以上で、揚程が $\square \text{ m}$以上であることを確認する。 定事検停止時 発電課長 T/B 緊急時隔離弁、R/B B1F 緊急時隔離弁およびR/B 1F 緊急時隔離弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 定事検停止時 発電課長 3. T/B 緊急時隔離弁、R/B B1F 緊急時隔離弁およびR/B 1F 緊急時隔離弁が動作可能であることを確認する。 4. 原子炉の状態が運転、起動および高溫停止において、代替循環冷却ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。 1ヶ月に1回 発電課長 5. 原子炉の状態が運転、起動および高溫停止において、代替循環冷却ポンプバイパス弁、代替循環冷却ポンプ吸込み弁、代替循環冷却ポンプ流量調整弁、RHR A系LPCI注入隔離弁、RHR熱交換器(A)バイパス弁、RHR A系格納容器スプレーガード弁およびRHR A系格納容器スプレーフローリング流量調整弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 1ヶ月に1回 発電課長 6. 原子炉の状態が運転、起動および高溫停止において、RHR B系LPCI注入隔離弁およびRHR B系格納容器冷却ライン洗浄流量調整弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 1ヶ月に1回 発電課長</p>	<p>【設置許可本文】 炉心の新しい損傷が発生した場合に原子炉格納容器の冷却破損を防止するための重大事故等対処装置として、代替循環冷却系は、代替循環冷却ポンプによりサブリップポンプエンバのブースト水流を残留熱除去系熱交換器にて冷却し、残留熱除去系等を経由して原子炉圧力容器へ注水及び原子炉格納容器内へスプレーすることで、原子炉格納容器内の圧力及び温度を低下できる設計とする。</p> <p>代替循環冷却系機能検査</p> <p>運動性能検査 代替循環冷却ポンプの流量が $\square \text{ m}^3/\text{h}$以上、揚程が $\square \text{ m}$以上であることを確認する。(判定基準を満足させた時の弁の開閉を含む) ポンプに異なる振動、異音、異臭がないこと。 系統漏えいのないこと。</p> <p>【定例試験】 ・残留熱除去系弁手動開閉試験 (1ヶ月/回)</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>—</p> <p>【判定基準】 ・代替循環冷却ポンプ手動起動試験 (1ヶ月/回)</p> <p>【判定基準】 ・代替循環冷却ポンプの流量が $\square \text{ m}^3/\text{h}$以上、揚程が $\square \text{ m}$以上であることを確認する。</p> <p>—</p>	<p>○代替循環冷却系実動作試験【定事検】 下記の通り、原子炉運転中・停止中とともに実施することは原子炉安全上困難と考える。 ・ドライウェル機器の被水による破損。 ・原子炉圧力容器の異物混入防止。 ・原子炉圧力容器の水質悪化。</p> <p>○代替循環冷却ポンプ手動起動試験【月例等】 下記の通り、原子炉運転中に実施することは原子炉安全上困難と考える。 ・定期事業者検査等及び月例等試験時に必要な流量や揚程を確認する。 また電動弁についても、定期事業者検査等及び月例等試験時にそれぞれ実施可能な開閉試験を実施し、系統構成が適切になされることを確認する。</p> <p>○RHR MUWC連絡第一弁、RHR MUWC連絡第二弁、T/B 緊急時隔離弁、R/B B1F 緊急時隔離弁及びR/B 1F 緊急時隔離弁全開操作は、プラント運転中に実施すると、プラント外乱(タービンブランデール蒸気喪失による復水器真空度悪化)を与えるため動作試験は実施せずに状態監視(外観点検、パンク表示、警報発生の有無)により健全性を確認する。 ・系統構成による復水器真空度悪化。</p> <p>○RHR MUWC連絡第一弁及びRHR MUWC連絡第二弁は、開閉操作を実施すると系統としての独立性に影響を与えることから実動作試験は実施せずには状態監視(外観点検、ランプ表示、警報発生の有無)により健全性を確認する。 なお、開閉試験は定事検停止時に実施する。</p> <p>以上の組み合わせにより実条件性能を確認していると整理する。</p>	<p>定期事業者検査等及び月例等試験時に必要な流量や揚程を確認する。 また電動弁についても、定期事業者検査等及び月例等試験時にそれぞれ実施可能な開閉試験を実施し、系統構成が適切になされることを確認する。</p> <p>【プレコン延義】 ・定期事業者検査後のシステムペント →試験後のペントであり、試験の合否判定へ影響を与えないことからプレコンに該当しない。</p> <p>左記確認を原子炉運転中に実施することは困難であるから実条件性能確認に對しては下記の通り。</p> <p>【日常管理】 ・T/B 緊急時隔離弁、R/B B1F 緊急時隔離弁及びR/B 1F 緊急時隔離弁全開操作は、プラント運転中に実施すると、プラント外乱(タービンブランデール蒸気喪失による復水器真空度悪化)を与えるため動作試験は実施せずに状態監視(外観点検、パンク表示、警報発生の有無)により健全性を確認する。 ・系統構成による復水器真空度悪化。</p> <p>・RHR MUWC連絡第一弁及びRHR MUWC連絡第二弁は、開閉操作を実施すると系統としての独立性に影響を与えることから実動作試験は実施せずには状態監視(外観点検、ランプ表示、警報発生の有無)により健全性を確認する。 なお、開閉試験は定事検停止時に実施する。</p> <p>以上の組み合わせにより実条件性能を確認していると整理する。</p>			
66-5-6 原子炉格納容器内の水素濃度および酸素濃度の監視		(1)運転上の制限 原子炉格納容器内の水素濃度および酸素濃度監視設備が動作可能であること 所要致 原子炉格納容器内水素濃度(D/W): 66-13-1に定める。 格納容器内水素濃度(S/C): 66-13-1に定める。 格納容器内水素濃度: 66-13-1に定める。 格納容器内水素濃度: 66-13-1に定める。	【設置許可本文】 原子炉格納容器内の水素濃度監視及び酸素濃度監視を行うための重大事故等対処設備として、格納容器内水素濃度及び格納容器内酸素濃度は、炉心の新しい損傷が発生した場合に、サンプリング装置により原子炉格納容器内の旁通気ガスを原子炉建屋原子炉側へ導き、検出器で測定することで、原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度を中央制御室より監視できる設計とする。	(他条文により確認)	(他条文により確認)	(他条文により確認)	(他条文により確認)	(他条文により確認)	(他条文により確認)	(他条文により確認)

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



他条文により確認



【月例等】との差異



【定事検/月例等】との差

東北電力							
女川2号炉							
保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項) (仮称)	定期事業者検査等の判定基準(案) (仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案) (仮称)	月例等定期試験名称 (仮称)	月例等試験の判定基準(案) (チェックシート等での記載内容)
							「実条件性能確認」適合の考え方
66-6-1	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)	<p>(1)運転上の制限 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(常設)が動作可能であること 所要数 復水移送ポンプ:2台 復水貯蔵タンク:66-11-1に定める。 常設代替交流電源設備:66-12-1に定める。 可搬式代替交流電源設備:66-12-2に定める。 代替所内電気工具:66-12-6に定める。 所内蓄電池式直流水源設備:66-12-3に定める。</p> <p>(2)確認事項 1. 復水移送ポンプ1台運転にて流量が $\square\text{m}^3/\text{h}$以上で、揚程が $\square\text{m}$以上であることを確認することで、復水移送ポンプ2台で流量が $\square\text{m}^3/\text{h}$以上が動作可能であることを確認する。 定事検停止時 発電課長 2. CRD復水入口弁、T/B緊急時隔離弁、R/B B1F緊急時隔離弁、R/B B1F緊急時隔離弁および復水貯蔵タンク常用 非常用給水管連絡ライン止め弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 定事検停止時 発電課長 3. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止において、復水移送ポンプ2台が動作可能であることを確認する。 1ヶ月に1回 発電課長 4. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止において、MUWCサンプリング取出止め弁、FPMUWポンプ吸込弁、RHRヘッドサンプリング洗浄流量調整弁、RHR B系統格納容器冷却ライン洗浄流量調整弁、RHR A系統格納容器スプレイ隔離弁、RHR B系統格納容器スプレイ隔離弁、RHR A系統格納容器スプレイ流量調整弁およびRHR B系統格納容器スプレイ流量調整弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。 1ヶ月に1回 発電課長</p>	<p>実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】</p> <p>実条件性能確認評価/プレコン</p>				

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



他条文により確認



【月例等】との差異



【定事検/月例等】との差

東北電力

女川2号炉

保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等名称 (仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案)	月例等定期試験名称 (仮称)	月例等試験の判定基準(案) (チェックシート等での記載内容)	「実条件性能確認」適合の考え方		
								実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】	実条件性能確認評価／プレコン	
66-6-2	原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)	(1)運転上の制限 原子炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)が動作可能であること 所要数 大容量送水ポンプ(タイプ I) : 66-19-11に定める。 燃料補給設備 : 66-12-7に定める。 常設代替交流電源設備 : 66-12-11に定める。 可搬型代替交流電源設備 : 66-12-2に定める。 代替内電気設備 : 66-12-6に定める。 (2)確認事項 -	【設置許可本文】 残留熱除去系(格納容器スプレイ冷却モード)の機能 が喪失した場合の重大事故等対処設備として、原子 炉格納容器代替スプレイ冷却系(可搬型)は、大容量 送水ポンプ(タイプ I)により、代替淡水源の水を残留 熱除去系等を経由して原子炉格納容器内のスプレイ 管からドライウェル内にスプレーすることで、原子炉格 納容器内の圧力及び温度を低下させることができる設 計とする。	(他条文により確認)	(他条文により確認)	(他条文により確認)	(他条文により確認)	(他条文により確認)	(他条文により確認)	(他条文により確認)
66-7-1	原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)	(1)運転上の制限 原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)が動作可能であること 所要数 復水移送ポンプ : 1台 復水移送タック : 66-11-1に定める。 可搬型代替交流電源設備 : 66-12-2に定める。 常設代替交流電源設備 : 66-12-11に定める。 代替内電気設備 : 66-12-6に定める。 所内常設蓄電式直流水源設備 : 66-12-3に定める。 (2)確認事項 1. 復水移送ポンプ1台運転にて流量が <input type="text"/> m ³ /h以上で、揚程が <input type="text"/> m以上および流量が <input type="text"/> m ³ /h以上で、揚 程が <input type="text"/> m以上であることを確認する。定事検停止時 発電課長 2. CRD復水入口弁、T/B緊急時隔離弁、R/B IF緊急時隔離弁、R/B 1F緊急時隔離弁および復水 移送ポンプにより、復水貯蔵タンクの水を復水移送水系等 を経由して原子炉格納容器下部へ注水し、溶融炉心 が落下するまでに原子炉格納容器下部にあらかじめ 十分な水位を確保するとともに、落した溶融炉心を 冷却できる設計とする。 3. 原子炉の状態が遮断、起動および高温停止において、復水移送ポンプ1台が動作可能であることを確認する。 1ヶ月に1回 発電課長 4. 原子炉の状態が遮断、起動および高温停止において、MUWCサンプリング取止め弁、FPMUWポンプ吸込 弁、原子炉格納容器下部注水用復水仕切弁および原子炉格納容器下部注水用復水流調整弁が動作可能であ ることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の開閉状態を確認する。1ヶ月に1回 発電 課長	【設置許可本文】 原子炉格納容器下部に落した溶融炉心の冷却を行 うための重大事故等対処設備として、原子炉格納容 器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)は、復水移送 ポンプにより、復水貯蔵タンクの水を復水移送水系等 を経由して原子炉格納容器下部へ注水し、溶融炉心 が落下するまでに原子炉格納容器下部にあらかじめ 十分な水位を確保するとともに、落した溶融炉心を 冷却できる設計とする。 原子炉格納容器下部注水系(常設)機能検査	-	-	-	○格納容器下部注水系実動作試験【定事検】 下記の通り、原子炉運転中・停止中とともに実施することは原 子力安全上困難と考える。 ・格納容器下部ドライウェル機器の被水による破損。	・定期事業者検査等に必要な量・揚程を確認し、月例等試 験時はポンプ手動起動試験にて動作可能であることを確認す る。 また電動弁についても、定期事業者検査等にて実施可能な 閉鎖試験を実施し、月例等試験において、それぞれの機能が 維持されていることを確認することで系統構成が適切になされ ることを確認する。	左記確認を原子炉運転中に実施することは困難であることか ら実条件性能確認に對しては下記の通り。	
					【定期試験】 ・復水移送ポンプ手動起動試験 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・復水移送ポンプ3台の内1台が動作可能であることを確認する。(動作確認) ・運転中のポンプについても、運転状 態により確認する。	○復水移送ポンプ運転時の揚程・流量確認不可【月例等】 下記の通り、原子炉運転中に実施することは原子力安全上 困難と考える。 ・系統構成による復水器真空度悪化。	左記確認を原子炉運転中に実施することは困難であることか ら実条件性能確認に對しては下記の通り。		
					【日常点検】 ・CRD復水入口弁、T/B緊急時隔離弁、R/B IF緊急時隔離弁及び復水貯 蔵タンク常用、非常用給水管連絡ライン止め弁の全閉操作 ・プラント運転中に実施すると、プランクに外乱(ターピングラ ンドシール蒸気喪失による復水器空気密度悪化等)を与えるた め、系統構成が実施できないことから、流量、揚程の確認は、 定期検査で担保し、定期試験ではポンプの起動、起動状態によ り動作可能であることを確認する。	○復水移送ポンプ運転時の揚程・流量確認不可【月例等】 下記の通り、原子炉運転中に実施することは原子力安全上 困難と考える。 ・系統構成による復水器真空度悪化。	<差異無し>	左記確認を原子炉運転中に実施することは困難であることか ら実条件性能確認に對しては下記の通り。		
					【定期試験】 ・復水移送ポンプ手動閉鎖試験 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・MUWCサンプリング取止め弁、原 子炉格納容器下部注水用復水流 調整弁及び原子炉格納容器下部注 水用復水仕切弁が動作可能あるこ とを確認する。(動作確認) ・動作確認後、動作確認に際して作 動した弁の開閉状態を確認する。	<差異無し>	<差異無し>	<差異無し>	<差異無し>

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



他条文により確認



【月例等】との差異



【定事検/月例等】との差

東北電力								
女川2号炉								
保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等名称 (仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案)	月例等定期試験名称 (仮称)	月例等試験の判定基準(案) (チェックシート等での記載内容)	「実条件性能確認」適合の考え方
								実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】 実条件性能確認評価／フレコン
66-7-2	原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)	<p>(1)運転上の制限 原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)が動作可能であること 所要数 代替循環冷却ポンプ:1台 サブレンジショーティング:4台に定める。 原子炉格納容器下部注水系:66-5-4に定める。 常設代替交流電源設備:66-12-1に定める。 代替所内電気設備:66-12-6に定める。</p> <p>(2)確認事項 1. 代替循環冷却ポンプ1台運転にて流量が $\square \text{ m}^3/\text{h}$以上で、揚程が $\square \text{ m}$以上であることを確認する。定事検停止時 発電課長 2. RHR MUWC連絡第一弁、RHR MUWC連絡第二弁、T/B 緊急時隔離弁、R/B B1F 緊急時隔離弁およびR/B 1F 緊急時隔離弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の閉鎖状態を確認する。定事検停止時 発電課長 3. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、代替循環冷却ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。1ヶ月に1回 発電課長 4. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、代替循環冷却ポンプバイパス弁、代替循環冷却ポンプ吸込弁、代替循環冷却ポンプ流量調整弁、原子炉格納容器下部注水用復水流量調整弁および原子炉格納容器下部注水用復水流量切替弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して作動した弁の閉鎖状態を確認する。1ヶ月に1回 発電課長</p>	<p>【設置許可本文】 原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却を行うための重大事故等対処設備として、原子炉格納容器下部注水系(常設)(代替循環冷却ポンプ)は、代替循環冷却ポンプにより、サブレンジショーティングのブルーバルを残留熱除去系等を経由して原子炉格納容器下部へ注水し、溶融炉心が落下するまでに原子炉格納容器下部にあらかじめ十分な水位を確保するとともに、落下した溶融炉心を冷却できる設計とする。</p> <p>原子炉格納容器下部注水系(常設)機能検査</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>【定期試験】 ・代替循環冷却ポンプの流量が $\square \text{ m}^3/\text{h}$以上で、揚程が $\square \text{ m}$以上であることを確認する。(判定基準を確認せざるための弁の開閉を含む)</p> <p>【日常点検】 ・RHR MUWC 連絡第一弁、RHR MUWC 連絡第二弁、T/B 緊急時隔離弁、R/B B1F 緊急時隔離弁及びR/B 1F 緊急時隔離弁の状態確認の表示状態確認</p> <p>【運転性能検査】 ・代替循環冷却ポンプの流量が $\square \text{ m}^3/\text{h}$以上で、揚程が $\square \text{ m}$以上で確認する。(判定基準を確認せざるための弁の開閉を含む) ・ポンプに有様の振動、異音、異臭がないこと。 ・系統漏えいがないこと。</p> <p>【定期試験】 ・残留熱除去系手弁動閉鎖試験(1ヶ月/回)</p> <p>【定期試験】 ・復水補給水系手弁動閉鎖試験(1ヶ月/回)</p>	<p>【判定基準】 ・代替循環冷却ポンプの流量が $\square \text{ m}^3/\text{h}$以上であることを確認する。(判定基準を確認せざるための弁の開閉を含む)</p> <p>【判定基準】 ・原子炉格納容器下部注水用復水流量調整弁及び原子炉格納容器下部注水用復水流量切替弁が動作可能であることを確認する。(動作確認) ・動作確認後、動作確認に際して作動した弁の閉鎖状態を確認する。</p> <p>【判定基準】 ・原子炉格納容器下部注水用復水流量調整弁及び原子炉格納容器下部注水用復水流量切替弁が動作可能であることを確認する。(動作確認) ・動作確認後、動作確認に際して作動した弁の閉鎖状態を確認する。</p>	<p>○格納容器下部注水系実動作試験【定事検/月例等】 下記の通り、原子炉運転中・停止中ともに実施することは原子力安全上困難と考える。 ・格納容器下部ドライウェル機器の被水による破損。</p> <p>・定期事業者検査等及び月例等試験時に必要な流量や揚程を確認する。 また電動弁についても、定期事業者検査等及び月例等試験時にそれぞれ実施可能な閉鎖試験を実施し、系統構成が適切になされることを確認する。</p> <p>【フレコン疑義】 ・定期試験後の系統ペート ⇒試験後のペートであり、試験の合否判定へ影響を与えることからフレコンに該当しない。</p> <p>左記確認を原子炉運転中に実施することは困難であることから実条件性能確認に對しては下記の通り。</p> <p>【日常管理】 ・系統構成に必要なT/B 緊急時隔離弁、R/B B1F 緊急時隔離弁及びR/B 1F 緊急時隔離弁は、プラント運転中に実施すると、プラントに外乱(ターピングラングドール)蒸気喪失による復水器真空度悪化等)を与えるため、系統構成が実施できないことから、流量、揚程の確認は、定期検査に担当し、定期試験ではポンプの起動、起動状態に動作可能であることを確認する。</p> <p>・RHR MUWC連絡第一弁及びRHR MUWC連絡第二弁は、開閉作を実施する系統としての独立性に影響を与えることから実動作試験は実施せずして状態監視(外観点検、ランプ表示、警報発生の有無)により健全性を確認する。 なお、閉鎖試験は定期検査停止時に実施する。</p> <p>以上の組み合わせにより実条件性能を確認していると整理する。</p>	
66-7-3	原子炉格納容器下部注水系(可搬型)	<p>(1)運転上の制限 原子炉格納容器下部注水系(可搬型)が動作可能であること 所要数 大容量送水泵(タイプ1):66-19-1に定める。 燃料補給設備:66-12-7に定める。 可搬型代替交流電源設備:66-12-2に定める。 常設代替交流電源設備:66-12-1に定める。 代替所内電気設備:66-12-6に定める。</p> <p>(2)確認事項 —</p>	<p>【設置許可本文】 原子炉格納容器下部に落下した溶融炉心の冷却を行うための重大事故等対処設備として、原子炉格納容器下部注水系(可搬型)は、大容量送水泵(タイプ1)により、代替淡水資源の水を補給水系等を経由して原子炉格納容器下部へ注水し、落とした溶融炉心を冷却できる設計とする。</p>	(他条文により確認)	(他条文により確認)	(他条文により確認)	(他条文により確認)	(他条文により確認)

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



他条文により確認



【月例等】との差異



【定事検/月例等】との差

東北電力

女川2号炉

保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等名称 (仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案)	月例等定期試験名称 (仮称)	月例等試験の判定基準(案) (チェックシート等での記載内容)	「実条件性能確認」適合の考え方	
								実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】	実条件性能確認評価／プレコン
66-8-1	静的触媒式水素再結合装置	(1)運転上の制限 静的触媒式水素再結合装置の所要数が動作可能であること 所要数 静的触媒式水素再結合装置：19個 静的触媒式水素再結合装置動作監視装置：66-13-1に定める。 (2)確認事項 1. 静的触媒式水素再結合装置が動作可能であることを確認する。 定事検停止時 原子炉課長 2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換 ^{※1} において、所要数の静的触媒式水素再結合装置が動作可能であることを外観点検により確認する。 1ヶ月に1回 発電課長 ※2:原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1)原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつフルゲートが閉の場合 (2)原子炉内から全燃料が取出され、かつフルゲートが閉の場合	【設置許可本文】 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備のうち、炉心の著しい損傷により原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟内に水素が漏えいした場合において、原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度上昇を抑制し、水素濃度を可燃限界未満に抑制するための重大事故等対処設備として、静的触媒式水素再結合装置は、運転員の起動操作を必要とせずに、原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟内に漏えいした水素と酸素を触媒反応によって再結合せることで、原子炉建屋原子炉棟内の水素濃度の上昇を抑制し、原子炉建屋原子炉棟の水素爆発を防止できる設計とする。	—	—	—	—	○水素再結合反応の実動作【定事検／月例等】 下記の通り、原子炉運転中・停止中ともに実施することは原子力安全上困難と考える。 ・原子炉建屋オペレーティングフロアでの可燃限界以上の水素ガス使用による火災、爆発リスク。	定期事業者検査等にて水素処理機能検査用の検査装置を用いて機能を確認し、月例等試験にて動作可能であることを外観点検により確認する。
66-8-2	原子炉建屋内の水素濃度監視	(1)運転上の制限 原子炉建屋水素濃度監視設備が動作可能であること 動作可能であるべきチャンネル数 原子炉内水素濃度：7 (2)確認事項 1. チャンネル校正を実施する。 定事検停止時 計測制御課長 2. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換 ^{※2} において、動作不能でないことを指示により確認する。 1ヶ月に1回 発電課長 ※2:原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1)原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつフルゲートが閉の場合 (2)原子炉内から全燃料が取出され、かつフルゲートが閉の場合	【設置許可本文】 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備のうち、炉心の著しい損傷により原子炉格納容器から原子炉建屋原子炉棟内に漏えいした水素の濃度測定するため、炉心の著しい損傷が発生した場合に水素濃度が変動する可能性のある範囲で測定できる重大事故等対処設備として、原子炉建屋内水素濃度は、中央制御室において連続監視できる設計とし、原子炉建屋内水素濃度のうち、原子炉建屋地上3階及び原子炉建屋地下2階に設置するものについて、常設代用直流水源設備又は可搬型代替交流電源設備からの給電及び所内常設設備式直流電源設備、常設代用直流水源設備又は可搬型代替直流水源設備からの給電が可能な設計とする。また、原子炉建屋内水素濃度のうち、原子炉建屋地上1階及び原子炉建屋地下1階に設置するものについては、所内常設設備式直流電源設備、常設代用直流水源設備又は可搬型代替直流水源設備からの給電が可能な設計とする。	静的触媒式水素再結合装置機能検査	静的触媒式水素再結合装置機能検査用の検査装置を用いて、触媒カートリッジ単体に水素ガスを充填し、再結合反応による温度上界率（一式を推奨判定値：温度上昇率20分又は20分以上/30分）を満足することを確認する。	【巡回点検】 (1ヶ月/回)	【判断基準】 ・原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換において、所要数の静的触媒式水素再結合装置が動作可能であることを外観点検により確認する。	○水素再結合装置触媒カートリッジの単体性能確認【月例等】 下記の通り、原子炉運転中に実施することは原子力安全上困難と考える。 ・水素再結合装置触媒カートリッジ持ち出しにより待機状態の水素再結合装置が減少することから、系統全体として水素再結合性能が減少する。 ・頻繁な試験により設備劣化を早め、設備損傷リスクが上昇する。	左記確認を原子炉運転中に実施することは困難であることを外観点検により確認する。 【定事検】 【定期事業者検査用の検査装置を用いた触媒式水素再結合装置の触媒カートリッジ単体の試験により、触媒機能の健全性を確認する。 【日常管理】 ・外観点検により、水素再結合装置が性能発揮に必要な健全性が損なわれていないことを確認する。 以上の組み合わせにより実条件性能を確認していると整理する。



他条文により確認



【月例等】との差異



【定事検/月例等】との差

東北電力

女川2号炉

保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等名称 (仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案)	月例等定期試験名称 (仮称)	月例等試験の判定基準(案) (チェックシート等での記載内容)	「実条件性能確認」適合の考え方	
								実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】	実条件性能確認評価／ブレコン
66-9-1	燃料プール代替注水系	(1)運転上の制限 燃料プール代替注水系(常設配管)および燃料プール代替注水系(可搬型)が動作可能であること 所要数 大容量送水ポンプ(タイプI): 66-19-1に定める。 燃料補給設備: 66-12-7に定める。 (2)確認事項 —	【設置許可本文】 残留熱除去系(燃料プール水の冷却)及び燃料プール冷却浄化系の有する使用済燃料プールの冷却機能喪失又は残留熱除去系ポンプによる使用済燃料プールへの補給機能が喪失し、又は使用済燃料プールに接続する配管の破損等により使用済燃料プールの小規模な漏えいにより使用済燃料プールの水位が低下した場合に、使用済燃料プール内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するための重大事故等対処設備として、燃料プール代替注水系(常設配管)は、大容量送水ポンプ(タイプI)により、代替水源の水を燃料プール冷却浄化系配管等から使用済燃料プールへ注水することで、使用済燃料プールの水位を維持できる設計とする。 【設置許可本文】 残留熱除去系(燃料プール水の冷却)及び燃料プール冷却浄化系の有する使用済燃料プールの冷却機能喪失又は残留熱除去系ポンプによる使用済燃料プールへの補給機能が喪失し、又は使用済燃料プールに接続する配管の破損等により使用済燃料プールの水位が低下した場合に、使用済燃料プール内燃料体等を冷却し、放射線を遮蔽し、及び臨界を防止するための重大事故等対処設備として、燃料プール代替注水系(可搬型)は、大容量送水ポンプ(タイプI)により、代替淡水源の水をホース等を経由して使用済燃料プールへ注水することで、使用済燃料プールの水位を維持できる設計とする。	(他条文により確認)	(他条文により確認)	(他条文により確認)	(他条文により確認)	(他条文により確認)	(他条文により確認)
66-9-2	燃料プールスプレイ系	(1)運転上の制限 燃料プールスプレイ系(常設配管)および燃料プールスプレイ系(可搬型)が動作可能であること 所要数 大容量送水ポンプ(タイプI): 66-19-1に定める。 燃料補給設備: 66-12-7に定める。 スプレイノズル: 12個 (2)確認事項 1. スプレイノズルが使用可能であることを外観点検により確認する。 3ヶ月に1回 防災課長	【設置許可本文】 使用済燃料プールからの大量の水の漏えい等により使用済燃料プールの水位が異常に低下した場合に、燃料損傷を緩和するとともに、燃料損傷時には使用済燃料プール内燃料体等の上部全面にスプレーすることによりできる限り環境への放射性物質の放出を低減するための重大事故等対処設備として、燃料プールスプレイ系(常設配管)は、大容量送水ポンプ(タイプI)により、代替淡水源の水を燃料プール冷却浄化系配管等を経由してスプレー(スプレーから使用済燃料プール内燃料体等に直接スプレーすることで、燃料損傷を緩和するとともに、環境への放射性物質の放出をできる限り低減できる設計とする。 【設置許可本文】 使用済燃料プールからの大量の水の漏えい等により使用済燃料プールの水位が異常に低下した場合に、燃料損傷を緩和するとともに、燃料損傷時には使用済燃料プール内燃料体等の上部全面にスプレーすることによりできる限り環境への放射性物質の放出を低減するための重大事故等対処設備として、燃料プールスプレイ系(可搬型)は、大容量送水ポンプ(タイプI)により、代替淡水源の水をホース等を経由してスプレー(スプレーから使用済燃料プール内燃料体等に直接スプレーすることで、燃料損傷を緩和するとともに、環境への放射性物質の放出をできる限り低減できる設計とする。	—	—	【巡回点検】 (3ヶ月/回)	【判定基準】 ・スプレーヘッドが使用可能であることを外観点検により確認する。	<差異無し>	—



他条文により確認



【月例等】との差異



【定事検/月例等】との差

東北電力

女川2号炉

保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等名称 (仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案)	月例等定期試験名称 (仮称)	月例等試験の判定基準(案) (チェックシート等での記載内容)	「実条件性能確認」適合の考え方	
								実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】	実条件性能確認評価/プレコン
66-9-3	使用済燃料 プールの除熱	<p>(1)運転上の制限 燃料プール冷却浄化系による使用済燃料プールの除熱が可能であること 所要致 燃料プール冷却浄化系ポンプ:1台 燃料プール冷却浄化系熱交換器:1基 原子炉ポンプ代替冷却水系:66-5-4に定める。 常設代替交流電源設備:66-12-1に定める。 可搬代替交流電源設備:66-12-2に定める。</p> <p>(2)確認事項 1. 燃料プール冷却浄化系ポンプの流量が $\square\text{m}^3/\text{h}$以上で、揚程が $\square\text{m}$以上であることを確認する。1年に1回 発電課長 2. FPCろ過脱塩装置入口第一弁、FPCろ過脱塩装置入口第二弁、FPC熱交換器(A)入口弁、FPC 热交換器(B)入口弁、FPCろ過脱塩装置出口弁およびFPCろ過脱塩装置バイパス弁が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認際にして作動した弁の開閉状態を確認する。1年に1回 発電課長 3. 燃料プール冷却浄化系ポンプが起動することを確認する。1ヶ月に1回 発電課長</p>	<p>【設置許可本文】 使用済燃料プールから発生する水蒸気による影響を防止するための重大事故等に対する対処設備として、燃料プール冷却浄化系は、使用済燃料プールの水をポンプにより熱交換器等を経由して循環させることで、使用済燃料プールを冷却できる設計とする。</p>	燃料プール冷却浄化系機能検査	<p>燃料プール冷却浄化系機能検査 ・燃料プール冷却浄化系ポンプ2台の内1台運転にて、流量が $\square\text{m}^3/\text{h}$以上で、揚程が $\square\text{m}$以上であること。(判定基準を満足させるための弁の開閉を含む) ・ポンプに有意な振動、異音、異臭がないこと。 ・系統漏えいのないこと。</p>	<p>【定期試験】 ・燃料プール冷却浄化系ポンプ手動起動試験(1ヶ月/回)</p> <p>【判定基準】 ・燃料プール冷却浄化系ポンプが2台の内の内1台が起動することを確認する。 ・運転中のポンプについて、運転状態により確認する。</p>	<p>○運転性能検査【月例等】 下記の通り、原子炉運転中・停止中に実施することは原子力安全上困難と考える。 -F/Dハイパス運転による使用済燃料プールの水質悪化。</p>	<p>左記確認を原子炉運転中・停止中に実施することは困難であることから実条件性能確認に対しては下記の通り。</p> <p>【定事検】 ・燃料プール冷却浄化系機能検査にて、F/Dハイパスラインを用いた系統機能検査により、燃料プール冷却浄化系ポンプ2台の内1台運転にて、流量が $\square\text{m}^3/\text{h}$以上で、揚程が $\square\text{m}$以上であることを確認する。(判定基準を満足させるための弁の開閉を含む)</p> <p>【月例等】 ・系統構成に必要なF/Dハイパス運転は、使用済燃料プールの水質悪化の起因になるため、系統構成が実施できないことから、流量、揚程の確認は、定期検査で担保し、定期試験ではポンプの起動、起動状態により動作可能であることを確認する。</p> <p>以上より実条件性能を確認していると整理する。</p> <p>【プレコン疑義】 特に無し</p>	
66-9-4	使用済燃料 プール監視設備	<p>(1)運転上の制限 使用済燃料プール監視設備が動作可能であること 動作可能であるときチャンネル数 使用済燃料プール水位/温度(ガイドバルス式):1 使用済燃料プール水位/温度(ヒーターサーモ式):1 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ(高線量、低線量):1 使用済燃料プール監視カメラ:1</p> <p>(2)確認事項 1. 使用済燃料プール水位/温度(ガイドバルス式) チャンネル校正を実施する。定期検停止時 計測制御課長 使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能でないことを指示により確認する。 1ヶ月に1回 発電課長 2. 使用済燃料プール水位/温度(ヒーターサーモ式) チャンネル校正を実施する。定期検停止時 計測制御課長 使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能でないことを指示により確認する。 1ヶ月に1回 発電課長 3. 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ(高線量、低線量) チャンネル校正を実施する。定期検停止時 計測制御課長 使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作不能でないことを指示により確認する。 1ヶ月に1回 発電課長 4. 使用済燃料プール監視カメラ 機能を確認する。定期検停止時 電気課長 使用済燃料プールに照射された燃料を貯蔵している期間において、動作可能であることを確認する。1ヶ月に1回 発電課長</p>	<p>【設置許可本文】 使用済燃料プールの監視設備として、使用済燃料プール水位/温度(ヒーターサーモ式)、使用済燃料プール上部空間放射線モニタ(高線量、低線量)は、想定される重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定可能な設計とする。また、使用済燃料プール監視カメラは、想定される重大事故等時の使用済燃料プールの状態を監視できる設計とする。使用済燃料プール水位/温度(ヒーターサーモ式)及び使用済燃料プール上部空間放射線モニタ(高線量、低線量)は、所内専用電子式計測装置設備、常設代替交流電源設備又は可搬型代替交流電源設備から給電が可能な設計とする。</p>	安全保護系保護検出要素性能(校正)検査(その他) 監視機能健全性確認検査(エリヤモニタリング設備・プロセスマニタリング設備) 監視機能健全性確認検査(エリヤモニタリング設備・プロセスマニタリング設備) 使用済燃料プール監視カメラ機能確認検査	<p>【日常点検】 ・日常点検表による指標の確認(1ヶ月/回)</p> <p>【判定基準】 使用済燃料プール水位/温度(ガイドバルス式) ・動作不能でないことを指示により確認する。</p> <p>【日常点検】 ・日常点検表による指標の確認(1ヶ月/回)</p> <p>【判定基準】 使用済燃料プール水位/温度(ヒーターサーモ式) ・動作不能でないことを指示により確認する。</p> <p>【日常点検】 ・日常点検表による指標の確認(1ヶ月/回)</p> <p>【判定基準】 使用済燃料プール上部空間放射線モニタ(高線量、低線量) ・動作不能でないことを指示により確認する。</p> <p>【日常点検】 ・日常点検表による指標の確認(1ヶ月/回)</p> <p>【判定基準】 使用済燃料プール監視カメラ機能確認検査</p>	<p>【定期試験】 ・燃料プール冷却浄化系手動開閉試験(1年/回)</p> <p>【判定基準】 -FPCろ過脱塩装置入口第一弁、FPCろ過脱塩装置入口第二弁、FPC熱交換器(A)入口弁及びFPCろ過脱塩装置(B)入口弁が動作可能であることを確認する。(動作確認) また、動作確認後、動作確認際にして作動した弁の開閉状態を確認する。</p>	<差異無し>	<p>【定期試験】 ・燃料プール冷却浄化系手動開閉試験(1年/回)</p> <p>【判定基準】 -FPCろ過脱塩装置入口第一弁、FPCろ過脱塩装置入口第二弁、FPC熱交換器(A)入口弁及びFPCろ過脱塩装置(B)入口弁が動作可能であることを確認する。(動作確認) また、動作確認後、動作確認際にして作動した弁の開閉状態を確認する。</p>	<差異無し>

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



他条文により確認



【月例等】との差異



【定事検/月例等】との差

東北電力

女川2号炉

保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等名称 (仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案)	月例等定期試験名称 (仮称)	月例等試験の判定基準(案) (チェックシート等での記載内容)	「実条件性能確認」適合の考え方	
								実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】	実条件性能確認評価／プレコン
66-10-1	大気への放射性物質の拡散抑制、航空機燃料火災への泡消火	<p>(1)運転上の制限 放水設備(大気への拡散抑制設備)および放水設備(泡消火設備)が動作可能であること 所要数 大容量送水ポンプ(タイプⅠ): 16-19-2に定める。 放水栓: 1台 泡消火薬剤混合装置: 1台 燃料補給設備: 66-12-7に定める。</p> <p>(2)確認事項 1. 放水栓が使用可能であることを確認する。3ヶ月に1回 防災課長 2. 泡消火薬剤混合装置が使用可能であることを確認する。3ヶ月に1回 防災課長 3. 泡消火薬剤の備蓄量が646L以上あることを確認する。3ヶ月に1回 防災課長</p>	<p>【設置許可本文】 大気への放射性物質の拡散を抑制するための重大事故対応設備として、放水設備(大気への拡散抑制設備)は、大容量送水ポンプ(タイプⅠ)により海水を一スル径由して放水栓から原子炉建屋へ放水できる設計とする。大容量送水ポンプ(タイプⅠ)及び放水栓は、設置場所を任意に設定し、複数の方向から原子炉建屋に向けて放水できる設計とする。 原子炉建屋周辺における航空機衝突による航空機燃料火災に対応するための重大事故等対応設備として、放水設備(泡消火設備)は、大容量送水ポンプ(タイプⅡ)により海水を泡消火薬剤と混合しながらホースを経由して放水栓から原子炉建屋周辺へ放水できる設計とする。</p>	-	-	【SA巡視点検】 (3ヶ月/回)	<p>【判定基準】 ・放水栓が使用可能であること。(外観点検)</p>	<差異無し>	-
								<差異無し>	
66-10-2	海洋への放射性物質の拡散抑制	<p>(1)運転上の制限 所要数が使用可能であること</p> <p>シルトフェンス: 12本</p> <p>(2)確認事項 1. シルトフェンスについて、所要数が使用可能であることを外観点検により確認する。3ヶ月に1回 防災課長</p>	<p>【設置許可本文】 海洋への放射性物質の拡散を抑制するための重大事故対応設備として、海洋への拡散抑制設備(シルトフェンス)は、シルトフェンスで構成する。シルトフェンスは、汚染水が発電用海水から海洋に流出する4箇所(南側排水路排水栓、ターン補機放水ピット、北側排水路排水栓及び取水口)に設置できる設計とする。</p>	-	-	【SA巡視点検】 (3ヶ月/回)	<p>【判定基準】 ・シルトフェンスについて、使用可能であること。(外観点検)</p>	<差異無し>	-
66-11-1	重大事故等収束のための水源	<p>(1)運転上の制限 復水貯蔵タンクの水量が所要値以上であること。ただし、地震時を除く。 所要値 運転、起動、高温停止: 948m³ 冷温停止、燃料交換^{※1}: 622m³ ※1: 原子炉水位が示す状態となった場合は適用しない。</p> <p>(2)確認事項 1. 原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブルーゲートが開の場合 2. 原子炉内から全燃料が取出され、かつブルーゲートが閉の場合</p> <p>(2)確認事項 1. 原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止および燃料交換^{※2}において、復水貯蔵タンクの水量を確認する。24時間に1回 発電課長 ※2: 原子炉が示す状態となった場合は適用しない。 (1)原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブルーゲートが開の場合 (2)原子炉内から全燃料が取出され、かつブルーゲートが閉の場合</p>	<p>【設置許可本文】 想定される重大事故等時において、原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への注水に使用する設計基準事前対応設備が機能喪失した場合の代替手段である高圧水替注水系、低圧水替注水系(常設)(復水移送ポンプ)、低圧水替注水系(常設)(直流水駆動低圧注水系ポンプ)、原子炉格納容器代替ブレイク水系(常設)及び原子炉格納容器下部注水系(常設)(復水移送ポンプ)並びに重大事故等対応設備(設計基準強化)である原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心スプレイ系の水源として、復水貯蔵タンクを使用する。</p>	-	-	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認 (24時間/回)	<p>【判定基準】 ・原子炉の状態が運転、起動、高温停止、冷温停止及び燃料交換において、復水貯蔵タンクの水量を確認する。 ただし、燃料交換において原子炉が次に示す状態となった場合は適用しない。 (1)原子炉水位がオーバーフロー水位付近で、かつブルーゲートが開の場合 (2)原子炉内から全燃料が取出され、かつブルーゲートが閉の場合</p>	<差異無し>	-
66-11-2	復水貯蔵タンクへの供給設備	<p>(1)運転上の制限 淡水貯水槽(No. 1)および淡水貯水槽(No. 2)ならびに海から復水貯蔵タンクへ水を供給するための設備が動作可能であること 所要数 大容量送水ポンプ(タイプⅠ): 66-19-1に定める。 復水貯蔵タンク: 66-11-1に定める。 燃料補給設備: 66-12-7に定める。</p> <p>(2)確認事項 -</p>	<p>【設置許可本文】 重大事故等の収束に必要な水源である復水貯蔵タンクへ淡水を供給するための重大事故等対応設備として、大容量送水ポンプ(タイプⅠ)は、代替淡水源である淡水貯水槽(No.1)及び淡水貯水槽(No.2)の淡水を補給水系等を経由して復水貯蔵タンクへ供給できる設計とする。また、淡水が枯渇した場合に、重大事故等の収束に必要な淡水である復水貯蔵タンクへ海水を供給するための重大事故等対応設備として、大容量送水ポンプ(タイプⅠ)は、海水を補給水系等を経由して復水貯蔵タンクへ供給できる設計とする。</p>	(他条文により確認)	(他条文により確認)	(他条文により確認)	(他条文により確認)	(他条文により確認)	(他条文により確認)



他条文により確認



【月例等】との差異



【定事検/月例等】との差

東北電力								
女川2号炉								
保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等名称 (仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案)	月例等定期試験名称 (仮称)	月例等試験の判定基準(案) (チェックシート等での記載内容)	「実条件性能確認」適合の考え方
								実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】
66-11-3	海水供給設備	(1)運転上の制限 大容量送水ポンプ(タイプⅠ)および大容量送水ポンプ(タイプⅡ)による海水供給が可能であること 所要数 大容量送水ポンプ(タイプⅠ): 66-19-1に定める。 大容量送水ポンプ(タイプⅡ): 66-19-2に定める。 燃料補給設備: 66-12-7に定める。 (2)確認事項 —	<p>【設置許可本文】 想定される重大事故等時ににおいて、淡水が枯渇した場合に、復水貯蔵タンクへ水を供給するための水源であるとともに、原子炉圧力容器及び原子炉格納容器への注水に使用する設計基準事故対応設備が機能喪失した場合の代替手段である船用替注水系(可搬型)、原子炉格納容器代替スレーブ冷却系(可搬型)及び原子炉格納容器下部注水系(可搬型)の水源として、また、使用済燃料プールの冷却又は注水に使用する設計基準事故対応設備が機能喪失した場合の代替手段である燃料プール代替注水系(常設配管)、燃料ブール代替替注水系(可搬型)、燃料ブールスプレイ系(常設配管)及び燃料ブールスプレイ系(可搬型)の水漏として海を利活用するための重大事故等対応設備として、大容量送水ポンプ(タイプⅠ)を使用する。大容量送水ポンプ(タイプⅠ)は、海水を各系統へ供給できる設計とする。 また、原子炉補機代替冷却水系の大容量送水ポンプ(タイプⅠ)並びに放水設備(大気への拡散抑制設備)及び放水設備(泡消火設備)の大容量送水ポンプ(タイプⅡ)の水源として海を使用する。</p>	(他条文により確認)	(他条文により確認)	(他条文により確認)	(他条文により確認)	(他条文により確認)
66-12-1	常設代替交流電源設備	(1)運転上の制限 常設代替交流電源設備が動作可能であること 所要数 ガスタービン発電機: 2台 ガスタービン発電機備経油タンク: 66-12-7に定める。 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ: 2台 タクローラー: 66-12-7に定める。 軽油タンク: 66-12-7に定める。 (2)確認事項 1. ガスタービン発電機が模擬信号で作動することおよび運転状態(電圧等)に異常のないことを確認する。定期停止時 電気課長 2. ガスタービン発電機を起動し、動作可能であることを確認する。1ヶ月に1回 発電課長 3. ガスタービン発電設備燃料移送ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。1ヶ月に1回 発電課長	<p>【設置許可本文】 設計基準事故対応設備の交流電源が喪失(全交流動力喪失)した場合の重複保護等の遮断器として、常設代替交流電源設備を使用する。常設代替交流電源設備はガスタービン発電機、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ、軽油タンク、タクローラー、電流計測制御装置等で構成し、ガスタービン発電機を外部電源喪失時に自動起動し、緊急用高圧母線2F系を介して常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系を介して緊急用高圧母線2C系へ接続することで電力を供給できる設計とする。ガスタービン発電機の燃料はガスタービン発電設備経油タンクよりガスタービン発電設備燃料移送ポンプを用いて補給できる設計とする。また、ガスタービン発電設備燃料タンクの燃料は、軽油タンクよりタンクローリーを用いて補給できる設計とする。</p>	—	—	—	—	<p>〇常設代替交流電源設備からの実受電試験【定事検/月例等】 下記の通り、原子炉運転中・停止中ともに実施することは原子炉安全上困難と考える。 ・常設代替交流電源設備からの実受電は緊急用高圧母線2F系を介し非常用高圧母線2C系及び非常用高圧母線2D系は緊急用低圧母線2C系へ給電することであるが、常設代替交流電源設備は全交流電源喪失後に緊急用高圧母線2F系に接続する設計であり、受電状態の緊急用高圧母線2F系に接続するための発電機の同期機能を有していない。受電するためには緊急用高圧母線2F系、非常用高壓母線2C系及び非常用高壓母線2D系は緊急用高圧母線2C系の停電操作が必要となり、安全系2系統及び重大事故等対応設備の機能喪失となる。</p> <p>・ガスタービン発電機の負荷試験(模擬負荷)は、定期事業者検査等で併合計画に基づく点検段階時に実施し、当該周期にて負荷試験を実施することでガスタービン発電機の発電機機能が維持されていることを確認する。</p> <p>・緊急用高圧母線2F系へ接続し接続することで電力を供給するための確認については、当該系統を構成するガスタービン発電機、緊急用高圧母線2F系、緊急用高圧母線2C系、非常用高壓母線2D系、非常用高壓母線2D系、緊急用低圧母線2C系、緊急用低圧母線2D系、緊急用高圧母線2C系及び各機器に接続する高圧ケーブルの健全性を定期事業者検査等で併合計画に基づく点検時に確認する。</p>



他条文により確認



【月例等】との差異



【定事検/月例等】との差

東北電力								
女川2号炉								
保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等の名称 (仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案)	月例等定期試験名称 (仮称)	月例等試験の判定基準(案) (チェックシート等での記載内容)	
							「実条件性能確認」適合の考え方	
66-12-2	可搬型代替交流電源設備	<p>(1)運転上の制限 可搬型代替交流電源設備2系列が動作可能であること 所要数 電源車:2台×2 タンクローリー:66-12-7に定める。 軽油タンク:66-12-7に定める。 ガスタービン発電設備軽油タンク:66-12-7に定める。</p> <p>(2)確認事項 1. 電源車を起動し、運転状態(電圧等)に異常のないことを確認する。 2年に1回 防災課長 2. 電源車を起動し、動作可能であることを確認する。 3ヶ月に1回 防災課長</p>	<p>【設置許可本文】 設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合の重大事故等対処設備として、可搬型代替交流電源設備を使用する。可搬型代替交流電源設備は、電源車、軽油タンク、ガスタービン発電設備軽油タンク、タンクローリー、電池、計測制御装置等で構成し、電源車は緊急用高圧母線2G系を介して非常用高圧母線2G系及び非常用高圧母線2D系又は緊急用低圧母線2G系へ接続することで電力を供給できる設計とする。電源車の燃料は、軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクよりタンクローリーを用いて補給できる設計とする。</p>	<p>—</p> <p>可搬型代替交流電源設備検査</p>	<p>—</p> <p>SA定期試験】 ・電源車を起動し、運転状態(電圧等)に異常のないこと。</p>	<p>【判定基準】 ・電源車を起動し、運転状態(電圧等)に異常のないことを確認する。</p>	<p>〇可搬型代替交流電源設備からの実効電試験【定事検/月例等】 下記の通り、原子炉運転中・停止中ともに実施することは原子力安全上困難と考える。 ・可搬型代替交流電源設備からの実効電は緊急用高圧母線2G系を介して非常用高圧母線2G系及び非常用高圧母線2D系又は緊急用低圧母線2G系へ給電することであるが、可搬型代替交流電源設備は、ディーゼル発電機と異なり、受電するためのケーブルを接続する必要がある。ケーブルを接続し、実効電するためには、非常用高圧母線の2母線と緊急用低圧母線2G系を介して非常用高圧母線2G系又は緊急用低圧母線2G系へ接続することである。緊急用高圧母線2D系は緊急用低圧母線2G系へ接続が必要となり、安全系2系統及び重大事故等対処設備の機能喪失となる。 ・緊急用高圧母線2G系を介して非常用高圧母線2G系及び非常用高圧母線2D系は緊急用低圧母線2G系へ接続することである。緊急用高圧母線2D系は緊急用低圧母線2G系へ接続が必要となり、安全系2系統及び重大事故等対処設備の機能喪失となる。 ・電源車の負荷試験(機器負荷)は、定期事業者検査等にて保全計画に基づく本格点検時に実施し、当該周期にて負荷試験を実施することで電源車の発電機能が維持されていることを確認する。</p> <p>・緊急用高圧母線2G系を介して非常用高圧母線2G系及び非常用高圧母線2D系は緊急用低圧母線2G系へ接続することである。緊急用高圧母線2D系は緊急用低圧母線2G系及び各機器に接続する高圧ケーブルの健全性を定期事業者検査等にて保全計画に基づく点検時に確認する。</p>	
							<差異無し>	
66-12-3	所内常設蓄電式直流水源設備	<p>(1)運転上の制限 所内常設蓄電式直流水源設備が動作可能であること 所要数 125V充電器2A:1個 125V蓄電池2A:1組 125V充電器2B:1個 125V蓄電池2B:1組</p> <p>(2)確認事項 1. 所内常設蓄電式直流水源設備(蓄電池および充電器)の機能を確認する。 定事検停止時 電気課長 2. 125V蓄電池2Aの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。 1週間に1回 発電課長 3. 125V蓄電池2Bの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。 1週間に1回 発電課長 4. 125V充電器2Aおよび125V充電器2Bの出力電圧を確認する。 1週間に1回 発電課長</p>	<p>【設置許可本文】 設計基準事故対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合の重大事故等対処設備として、所内常設蓄電式直流水源設備を使用する。</p> <p>所内常設蓄電式直流水源設備は、125V蓄電池2A、125V蓄電池2B、125V充電器2A、125V充電器2B、電路、計測制御装置等で構成し、全交流動力電源喪失から1時間以内に中央制御室において、全交流動力電源喪失から8時間後に、不要な負荷の切り離しを行い、全交流動力電源喪失から24時間にわたり、125V蓄電池2A及び125V蓄電池2Bから電力を供給できる設計とする。また、交流電源回復後は125V蓄電池2A及び125V蓄電池2Bから電力を供給できる設計とする。</p>	<p>直流水源系機能検査</p>	<p>【巡視点検】 ・125V蓄電池2Aの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。</p> <p>【巡視点検】 ・125V蓄電池2Bの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。</p> <p>【巡視点検】 ・125V充電器2A及び125V充電器2Bの出力電圧を確認する。</p>	<p>【判定基準】 ・125V蓄電池2Aの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。</p> <p>【判定基準】 ・125V蓄電池2Bの浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。</p> <p>【判定基準】 ・125V充電器2A及び125V充電器2Bの出力電圧を確認する。</p>	<p>〇蓄電池からの電力供給【定事検/月例等】 下記の通り、原子炉運転中・停止中ともに実施することは原子力安全上困難と考える。 ・蓄電池2A及び2Bからの実効電は負荷カットが必要となる。</p>	<p>定期事業者検査等及び月例等試験にて蓄電池・充電器電圧を確認することにより、機器が正常であることを確認する。</p>
							<差異無し>	<差異無し>
66-12-4	常設代替直流水源設備	<p>(1)運転上の制限 常設代替直流水源設備が動作可能であること 所要数 125V代替蓄電池:1組 250V蓄電池:1組</p> <p>(2)確認事項 1. 125V代替蓄電池の機能を確認する。 定事検停止時 電気課長 2. 250V蓄電池の機能を確認する。 定事検停止時 電気課長 3. 125V代替蓄電池の浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。 1週間に1回 発電課長 4. 250V蓄電池の浮動充電時の蓄電池電圧が248V以上であることを確認する。 1週間に1回 発電課長</p>	<p>【設置許可本文】 設計基準事故対処設備の交流電源及び直流水源が喪失した場合の重大事故等対処設備として、常設代替直流水源設備のうち125V代替蓄電池を使用する。また、設計基準事故等対処設備の交流電源が喪失(全交流動力電源喪失)した場合又は交流電源及び直流水源が喪失した場合の重大事故等対処設備として、常設代替直流水源設備のうち250V代替蓄電池を使用する。常設代替直流水源設備は電池の供給開始から時間後に、不要な負荷の切り離しを行い、250V蓄電池は電力の供給開始から1時間後に中央制御室において、不要な負荷の切り離しを行い、電力の供給開始から24時間にわたり、125V代替蓄電池及び250V蓄電池から電力を供給できる設計とする。</p>	<p>直流水源系機能検査</p>	<p>【巡視点検】 ・125V代替蓄電池の浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。</p> <p>【巡視点検】 ・250V代替蓄電池の浮動充電時の蓄電池電圧が248V以上であることを確認する。</p>	<p>【判定基準】 ・125V代替蓄電池の浮動充電時の蓄電池電圧が128V以上であることを確認する。</p> <p>【判定基準】 ・250V代替蓄電池の浮動充電時の蓄電池電圧が248V以上であることを確認する。</p>	<p>〇蓄電池からの電力供給【定事検/月例等】 下記の通り、原子炉運転中・停止中ともに実施することは原子力安全上困難と考える。 ・125V代替蓄電池及び250V蓄電池からの実効電は負荷カットが必要となる。</p>	<p>定期事業者検査等及び月例等試験にて蓄電池・充電器電圧を確認することにより、機器が正常であることを確認する。</p>
							<差異無し>	<差異無し>



他条文により確認



【月例等】との差異



【定常検/月例等】との差

東北電力								
女川2号炉								
保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等名称 (仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案) (仮称)	月例等定期試験名称 (仮称)	月例等試験の判定基準(案) (チェックシート等での記載内容)	「実条件性能確認」適合の考え方
								実条件性能確認との差異【定常検】(月例等)
66-12-5	可搬型代替直 流電源設備	<p>(1)運転上の制限 可搬型代替直流電源設備が動作可能であること 所要数 運転、起動、高溫停止、冷温停止、燃料交換 125V代替蓄電池:66-12-4に定める。 125V代替充電器:1個 電源車:66-12-2に定める。 軽油タンク:66-12-7に定める。 ガスタービン発電設備軽油タンク:66-12-7に定める。 タンクローリ:66-12-7に定める。 運転、起動、高溫停止 250V蓄電池:66-12-4に定める。 250V充電器:1個 電源車:66-12-2に定める。 軽油タンク:66-12-7に定める。 ガスタービン発電設備軽油タンク:66-12-7に定める。 タンクローリ:66-12-7に定める。</p> <p>(2)確認事項 1. 125V代替充電器の機能を確認する。 定常検停止時 電気課長 2. 250V充電器の機能を確認する。 定常検停止時 電気課長 3. 125V代替充電器の出力電圧を確認する。 1週間に1回 発電課長 4. 250V充電器の出力電圧を確認する。 1週間に1回 発電課長</p>	<p>【設置許可本文】 設置基準事例対応設備の交流電源及び直流水源が喪失した場合の重大事故等対応設備として、可搬型代替蓄電源設備を使用する。可搬型代替蓄電源設備は、125V代替蓄電池、250V蓄電池、電源車、125V代替充電器、250V代替充電器、250V蓄電池からの給電を直流水系の切替操作、負荷カットが必要となる。</p>	-	-	-	-	<p>○蓄電池からの電力供給【定常検/月例等】 下記の通り、原子炉運転中・停止中ともに実施することは原子力安全上困難と考える。 ・125V代替蓄電池及び250V蓄電池からの実給電は直流水系の切替操作、負荷カットが必要となる。</p> <p>・定期事業者検査等及び月例等試験にて蓄電池・充電器電圧を確認することにより、機器が正常であることを確認する。</p>
66-12-6	代替所内電気 設備	<p>(1)運転上の制限 代替所内電気設備が使用可能であること 所要数 ガスタービン発電機接続盤:2個 緊急用高圧母線2F系:2系 緊急用高圧母線2G系:1系 緊急用動力変圧器2G系:1個 緊急用低圧母線2G系:3系 緊急用交流電源切替盤2F系:2個 緊急用交流電源切替盤2G系:1個 緊急用交流電源切替盤2D系:1個 (2)確認事項 1. 代替所内電気設備が使用可能であることを外観点検により確認する。 1ヶ月に1回 発電課長</p>	<p>【設置許可本文】 設置基準事例対応設備の非常用所内電気設備が機能喪失した場合の重大事故等対応設備として、代替所内電気設備を使用する。代替所内電気設備は、ガスタービン発電機接続盤、緊急用高圧母線2F系、緊急用高圧母線2G系、緊急用動力変圧器2G系、緊急用高圧母線2D系、緊急用交流電源切替盤2G系、緊急用交流電源切替盤2D系、非常用高圧母線2C系、非常用高圧母線2E系、計測制御装置等で構成し、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備の電路として使用し電力を供給できる設計とする。代替所内電気設備は、共通要因で設計基準事例対応設備である非常用所内電気設備と同時に機能を喪失しない設計とする。また、代替所内電気設備及び非常用所内電気設備は、少なくとも1系統は機能の維持及び人の接近性を図る設計とする。</p>	-	-	-	-	<p>○代替所内電気設備からの実電試験【定常検/月例等】 下記の通り、原子炉運転中・停止中ともに実施することは原子力安全上困難と考える。 ・非常用所内電気設備の全停操作が必要となる。</p> <p>・代替所内電気設備からの給電が可能であることを確認については、緊急用高圧母線2F系、緊急用高圧母線2G系、緊急用交流電源切替盤2C系及び緊急用交流電源切替盤2D系に対して、健全性を定期事業者検査等にて保全計画に基づく点検時に確認し、月例等試験による外観点検にて機器が正常であることを確認する。</p>
66-12-7	燃料補給設備	<p>(1)運転上の制限 (1)軽油タンクレベルが所要値以上であること (2)ガスタービン発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であること (3)所要数のタンクローリが動作可能であること 所要数・所要数 非常用ディーゼル発電設備軽油タンクレベル:2,770mm 高圧心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクレベル:3,140mm ガスタービン発電設備軽油タンクレベル:2,080mm タンクローリ:2台</p> <p>(2)確認事項 1. 非常用ディーゼル発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。 1ヶ月に1回 発電課長 2. 高圧心スプレイ系ディーゼル発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。 1ヶ月に1回 発電課長 3. ガスタービン発電設備軽油タンクレベルが所要値以上であることを確認する。 1ヶ月に1回 発電課長 4. タンクローリが動作可能であることを確認する。 3ヶ月に1回 防災課長</p>	<p>【設置許可本文】 重大事故等時に機械駆動用の軽油を補給する設備として、軽油タンク、ガスタービン発電設備軽油タンク、タンクローリ及び輸送車両を使用する。大容量送水ホース(タイプB-1)、熱交換器等を用意する。可搬型屋外ガス供給装置及び屋内蓄電池ボックス(以下「本体」)は、軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへ軽油を供給できる設計とする。軽油タンク又はガスタービン発電設備軽油タンクからタンクローリへの軽油の補給は、ホースを用いる設計とする。</p>	-	-	-	-	<p>○軽油タンクからタンクローリ(4kL)を用いた燃料補給【定常検/月例等】 下記の通り、原子炉運転中・停止中ともに実施することは困難と考える。 ・現在の発電所設備で軽油タンク及びガスタービン発電設備軽油タンクから軽油をタンクローリに補給する行為は、危険物を取り扱うことになり消防法上認められていない。</p> <p>・消防法、車両運送法に基づく年次点検及び保全計画に基づく点検時に性能試験を実施し、機能が維持されていることを確認する。また月例等試験にて動作可能であることを確認する。</p>



他条文により確認



【月例等】との差異



【定事検/月例等】との差

東北電力

女川2号炉

保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等名称 (仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案)	月例等定期試験名称 (仮称)	月例等試験の判定基準(案) (チェックシート等での記載内容)	「実条件性能確認」適合の考え方	
								実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】	実条件性能確認評価／プレコン
66-13-1	主要パラメータ および代替パラメータ 1. 原子炉圧力 容器内の温度	(1)運転上の制限 主要パラメータ: 主要パラメータを計測する計器が1チャンネル以上動作可能であること 代替パラメータ: 主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 原子炉圧力 原子炉圧力(SA) 原子炉水位(広帯域) 原子炉水位(燃料域) 原子炉水位(SA広帯域) 原子炉水位(SA燃料域) 残留熱除去系熱交換器入口温度 (2)確認事項 1. チャンネル校正を実施する。定期検査停止時 計測制御課長または電気課長 2. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 発電課長または計測制御課長	【設置許可本文】 初動対応での目標設定や個別戦略における判断要素として必要になる主要パラメータが採取できない場合は、判断要素として代替できる他のパラメータを採取する。	安全保護系保護検出要素性能(校正) 検査(その他) 試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-	
66-13-1	主要パラメータ および代替パラメータ 2. 原子炉圧力 容器内の圧力	(1)運転上の制限 主要パラメータ: 主要パラメータを計測する計器が1チャンネル以上動作可能であること 代替パラメータ: 主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 原子炉圧力 原子炉圧力(SA) 代替パラメータ要素 主要パラメータの他チャンネル 原子炉圧力 原子炉圧力(SA) 原子炉水位(広帯域) 原子炉水位(燃料域) 原子炉水位(SA広帯域) 原子炉水位(SA燃料域) 原子炉圧力容器温度 (2)確認事項 1. チャンネル校正を実施する。定期検査停止時 計測制御課長または電気課長 2. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 発電課長または計測制御課長	同上	安全保護系保護検出要素性能(校正) 検査(原子炉計装) 試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-	



他条文により確認



【月例等】との差異



【定事検/月例等】との差

東北電力

女川2号炉

保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等名称 (仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案)	月例等定期試験名称 (仮称)	月例等試験の判定基準(案) (チェックシート等での記載内容)	「実条件性能確認」適合の考え方	
								実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】	
66-13-1	主要パラメータ および代替パラメータ 3. 原子炉圧力容器内の水位	<p>(1)運転上の制限 主要パラメータを計測する計器が1チャンネル以上動作可能であること 代替パラメータの推定が可能であること</p> <p>主要パラメータ要素 原子炉水位(広帯域) 原子炉水位(燃料域) 原子炉水位(SA広帯域) 原子炉水位(SA燃料域)</p> <p>代替パラメータ要素 主要パラメータの他チャンネル 原子炉水位(SA広帯域) 高圧代替水系ポンプ出口流量 残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系ヘッドスプレーライン洗浄流量) 残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量) 直流水動低圧注水系ポンプ出口流量 代替循環冷却ポンプ出口流量 原子炉隔離時冷却系ポンプ出口流量 高圧給心スプレイ系ポンプ出口流量 残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧給心スプレイ系ポンプ出口流量 原子炉圧力 原子炉圧力(SA) 圧力抑制室圧力 原子炉水位(SA燃料域) 原子炉水位(広帯域) 原子炉水位(燃料域)</p> <p>(2)確認事項 1. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御課長または電気課長 2. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 発電課長または計測制御課長</p>	<p>【設置許可本文】 初動対応での目標設定や個別戦略における判断要素として必要になる主要パラメータが採取できない場合は、判断要素として代替できる他のパラメータを採取する。</p>	<p>安全保護系保護検出要素性能(校正) 検査(原子炉計装)</p> <p>安全保護系保護検出要素性能(校正)検査(原子炉計装)</p>	<p>試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。</p>	<p>【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認(1ヶ月/回)</p> <p>・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。</p>	<p>【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。</p>	<p><差異無し></p>	



他条文により確認



【月例等】との差異



【定事検/月例等】との差

東北電力

女川2号炉

保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等名称 (仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案)	月例等定期試験名称 (仮称)	月例等試験の判定基準(案) (チェックシート等での記載内容)	「実条件性能確認」適合の考え方	実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】	実条件性能確認評価／プレコン
66-13-1	主要パラメータ および代替パラメータ 4. 原子炉圧力 容器への注水 量	(1)運転上の制限 主要パラメータ: 主要パラメータを計測する計器が1チャンネル以上動作可能であること 代替パラメータ: 主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 高圧代替注水系ポンプ出口流量 原子炉隔壁離時冷却系ポンプ出口流量 高圧給水系スプレイ系ポンプ出口流量 代替循環冷却ポンプ出口流量 直流水動低圧注水系ポンプ出口流量 直流水動低圧注水系ヘッドスプレイン洗净流量 残留熱除去系洗净ライン流量(残留熱除去系ヘッドスプレイン洗净流量) 残留熱除去系洗净ライン流量(残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗净流量) 残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧給水系スプレイ系ポンプ出口流量 代替パラメータ要素 復水貯蔵タンク水位 原子炉圧力(IA帯域) 原子炉水位(IA帯域) 原子炉水位(SAIA帯域) 原子炉水位(SA燃料域) 圧力抑制室水位 (2)確認事項 1. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御課長または電気課長 2. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 発電課長または計測制御課長	【設置許可本文】 初動対応での目標設定や個別戦略における判断要素として必要になる主要パラメータが採取できない場合は、判断要素として代替できる他のパラメータを探取する。	安全保護系保護検出要素性能(校正) 検査(一次冷却材計装) 試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。 【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。 <差異無し>	-				



他条文により確認



【月例等】との差異



【定事検/月例等】との差

東北電力

水川2号炉

保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等名称 (仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案)	月例等定期試験名称 (仮称)	月例等試験の判定基準(案) (チェックシート等での記載内容)	「実条件性能確認」適合の考え方
								実条件性能確認評価／プレコン
66-13-1	主要パラメータ および代替パラメータ 5. 原子炉格納容器への注水量	(1)運転上の制限 主要パラメータ: 主要パラメータを計測する計器が1チャンネル以上動作可能であること 代替パラメータ: 主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系ヘッドプレイン洗浄流量) 残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量) 原子炉格納容器代替スプレイン流量 代替循環冷却ポンプ出水流量 原子炉格納容器下部注水流量 主要パラメータ および代替パラメータ 5. 原子炉格納容器への注水量 代替パラメータ要素 復水炉貯蔵タンク水位 原子炉格納容器下部水位 ドライウェル水位 ドライウェル温度 ドライウェル圧力 圧力抑制室圧力 (2)確認事項 1. チャンネル校正を実施する。定期検査停止時 計測制御課長または電気課長 2. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 発電課長または計測制御課長	同上【設置許可本文】 初動対応での目標設定や個別戦略における判断要素として必要になる主要パラメータが採取できない場合は、判断要素として代替できる他のパラメータを採取する。	安全保護系保護検出要素性能(校正) 検査(一次冷却材計装) 試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な操作入力を与え、その時の値を確認する。 定期事業者検査成績書の添付特性検査記録の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-
66-13-1	主要パラメータ および代替パラメータ 6. 原子炉格納容器内の温度	(1)運転上の制限 主要パラメータ: 主要パラメータを計測する計器が1チャンネル以上動作可能であること 代替パラメータ: 主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 ドライウェル温度 圧力抑制室空気温度 サブコンデンサー水温度 原子炉格納容器下部温度 主要パラメータ および代替パラメータ 6. 原子炉格納容器内の温度 代替パラメータ要素 主要パラメータの他の検出器 ドライウェル圧力 圧力抑制室圧力 サブコンデンサー水温度 圧力抑制室空気温度 主要パラメータの他チャンネル (2)確認事項 1. チャンネル校正を実施する。定期検査停止時 計測制御課長または電気課長 2. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 発電課長または計測制御課長	同上	安全保護系保護検出要素性能(校正) 検査(その他) 試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な操作入力を与え、その時の値を確認する。 定期事業者検査成績書の添付特性検査記録の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>	-



他条文により確認



【月例等】との差異



【定事検/月例等】との差

東北電力

女川2号炉

保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等名称 (仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案) (仮称)	月例等定期試験名称 (仮称)	月例等試験の判定基準(案) (チェックシート等での記載内容)	「実条件性能確認」適合の考え方	
								実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】	実条件性能確認評価／ブレコン
66-13-1	主要パラメータ および代替パラメータ 7. 原子炉格納容器内の圧力	(1)運転上の制限 主要パラメータ:主要パラメータを計測する計器が1チャンネル以上動作可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 ドライウェル圧力 圧力抑制室圧力 代替パラメータ要素 圧力抑制室圧力 ドライウェル温度 [ドライウェル圧力] ドライウェル圧力 圧力抑制室内空気温度 [圧力抑制室圧力] (2)確認事項 1. チャンネル校正を実施する。 定事検停止時 計測制御課長または電気課長 2. 動作不能でないことを指示により確認する。 1ヶ月に1回 発電課長または計測制御課長	【設置許可本文】 初動対応での目標設定や個別戦略における判断要素として必要になる主要パラメータが採取できない場合は、判断要素として代替できる他のパラメータを探取する。	安全保護系保護検出要素性能(校正)検査(その他) ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>		
66-13-1	主要パラメータ および代替パラメータ 8. 原子炉格納容器内の水位	(1)運転上の制限 主要パラメータ:主要パラメータを計測する計器が1チャンネル以上動作可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 圧力抑制室水位 原子炉格納容器下部水位 ドライウェル水位 代替パラメータ要素 主要パラメータの他チャンネル 高圧ノブ注水系ポンプ出口流量 残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系ヘッドプレーライン洗浄流量) 残留熱除去系洗浄ライン流量(残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量) 直流水動低圧注水系ポンプ出口流量 原子炉隔壁離時冷却系ポンプ出口流量 高圧給水スプレイ系ポンプ出口流量 原子炉格納容器代替スプレイ流量 原子炉格納容器前注水流量 復水貯蔵タンク水位 代替循環冷却ポンプ出口流量 (2)確認事項 1. チャンネル校正を実施する。 定事検停止時 計測制御課長または電気課長 2. 動作不能でないことを指示により確認する。 1ヶ月に1回 発電課長または計測制御課長	同上	安全保護系保護検出要素性能(校正)検査(その他) ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>		
66-13-1	主要パラメータ および代替パラメータ 9. 原子炉格納容器内の水素濃度	(1)運転上の制限 主要パラメータ:主要パラメータを計測する計器が1チャンネル以上動作可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 格納容器内水素濃度(D/W) 格納容器内水素濃度(S/C) 格納容器内水素濃度 代替パラメータ要素 主要パラメータの他チャンネル 格納容器内露出水素濃度 格納容器内水素濃度(D/W) 格納容器内水素濃度(S/C) (2)確認事項 1. チャンネル校正を実施する。 定事検停止時 計測制御課長または電気課長 2. 動作不能でないことを指示により確認する。 1ヶ月に1回 発電課長または計測制御課長	同上	安全保護系保護検出要素性能(校正)検査(その他) ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>		



他条文により確認



【月例等】との差異



【定事検/月例等】との差

保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等名称 (仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案) (仮称)	月例等定期試験名称 (仮称)	月例等試験の判定基準(案) (チェックシート等での記載内容)	「実条件性能確認」適合の考え方	
								実条件性能確認との差異【定事換】(月例等)	実条件性能確認評価／ブレコン
66-13-1		<p>(1)運転上の制限 主要パラメータ:主要パラメータを計測する計器が1チャンネル以上動作可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること</p> <p>主要パラメータ要素 格納容器内冷却気放射線モニタ(O/W) 格納容器内冷却圧力モニタ(S/C)</p> <p>10.原生炉格納容器内の放射線量率 主要パラメータの他チャンネル [ドリップ放射線モニタ]</p> <p>(2)確認事項 1.チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御課長または電気課長 2.動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 発電課長または計測制御課長</p>	<p>【設置許可本文】 初動対応での目標設定や個別戦略における判断要素として必要になる主要パラメータが採取できない場合は、判断要素として代替できる他のパラメータを探取する。</p>	プロセスモニタリング設備 機器検査	プロセスモニタリング設備機能検査 ・標準線源を用いて正味出力値、正味線量当量率又は正味計数率を測定し、各検出器の値が正しいことを確認する。 ・定期事業者検査成績書の添付1特性検査記録の判定基準を満足すること。	<p>【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認(1ヶ月/回)</p>	<p>【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。</p>	<差異無し>	
66-13-1		<p>(1)運転上の制限 主要パラメータ:主要パラメータを計測する計器が1チャンネル以上動作可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること</p> <p>主要パラメータ要素 起動領域二ヶ所 平均出力領域モニタ [制停位置指示系]</p> <p>11.失速界の維持または監視 代替パラメータ要素 主要パラメータの他チャンネル 平均出力領域モニタ [制停位置指示系] 起動領域二ヶ所</p> <p>(2)確認事項 1.チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御課長または電気課長 2.動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 発電課長または計測制御課長</p>	同上	安全保護系保護検出要素性能(校正) 検査(核計装) ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。 ・定期事業者検査成績書の添付1特性検査記録の判定基準を満足すること。	<p>【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認(1ヶ月/回)</p>	<p>【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。</p>	<差異無し>		
66-13-1		<p>(1)運転上の制限 主要パラメータ:主要パラメータを計測する計器が1チャンネル以上動作可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること</p> <p>主要パラメータ要素 サブレシコンプール水温度 残留熱除去系熱交換器入口温度 代替循環冷却ポンプ出口流量(原子炉圧力容器への注水) 代替循環冷却ポンプ出口流量(原子炉格納容器への注水)</p> <p>主要パラメータ要素 圧力抑制室内空気温度 サブレシコンプール水温度 圧力抑制室位 原子炉水位(広帯域) 原子炉水位(燃料域) 原子炉水位(SA広帯域) 原子炉水位(SA燃料域) 原子炉圧力容器温度 原子炉格納容器下部水位 ドラッグ水位 ドラッグ温度 ドラッグ圧力 圧力抑制室圧力</p> <p>(2)確認事項 1.チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御課長または電気課長 2.動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 発電課長または計測制御課長</p>	同上	安全保護系保護検出要素性能(校正) 検査(一次冷却材計装) ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。 ・定期事業者検査成績書の添付1特性検査記録の判定基準を満足すること。	<p>【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認(1ヶ月/回)</p>	<p>【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。</p>	<差異無し>		



他条文により確認



【月例等】との差異



【定事検/月例等】との差

東北電力

女川2号炉

保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等名称 (仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案) (仮称)	月例等定期試験名称 (仮称)	月例等試験の判定基準(案) (チェックシート等での記載内容)	「実条件性能確認」適合の考え方	
								実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】	実条件性能確認評価／プレコン
66-13-1	主要パラメータ および代替パラメータ 12. 最終ヒートシンクの確保 (2)原子炉格納容器フィルタメント系	(1)運転上の制限 主要パラメータ: 主要パラメータを計測する計器が1チャンネル以上動作可能であること 代替パラメータ: 主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 ・フルタクシ装置入口圧力(広帯域) ・フルタクシ装置出口圧力(広帯域) ・フルタクシ装置水温度 ・フルタクシ装置出口放射線モニタ ・フルタクシ装置出口水素濃度 代替パラメータ要素 主要パラメータの他チャンネル ドライバール圧力 圧力制御室圧力 格納容器内水素濃度(D/W) 格納容器内水素濃度(S/C) (2)確認事項 1. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御課長または電気課長 2. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 発電課長または計測制御課長	【設置許可本文】 初動対応での目標設定や個別戦略における判断要素として必要になる主要パラメータが採取できない場合は、判断要素として代替できる他のパラメータを採取する。	安全保護系保護検出要素性能(校正) 検査(その他) ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。 定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指⽰値の確認(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>		
66-13-1	主要パラメータ および代替パラメータ 12. 最終ヒートシンクの確保 (3)耐圧強化メント系	(1)運転上の制限 主要パラメータ: 主要パラメータを計測する計器が1チャンネル以上動作可能であること 代替パラメータ: 主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 耐圧強化メント系放射線モニタ 代替パラメータ要素 主要パラメータの他チャンネル (2)確認事項 1. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御課長または電気課長 2. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 発電課長または計測制御課長	同上	プロセスマニタリング設備機能検査 ・標準給湯を用いて正味出力值、正味総揚量率又は正味計数率を測定し、各検出器の校正が正しいことを確認する。 定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指⽰値の確認(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>		
66-13-1	主要パラメータ および代替パラメータ 12. 最終ヒートシンクの確保 (4)残留熱除去系	(1)運転上の制限 主要パラメータ: 主要パラメータを計測する計器が1チャンネル以上動作可能であること 代替パラメータ: 主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 ・残留熱除去系熱交換器入口温度 ・残留熱除去系熱交換器出口温度 ・残留熱除去系ポンプ出口流量 代替パラメータ要素 原子炉压力容器温度 サブコンピュータール水温度 ・残留熱除去系熱交換器入口温度 原子炉補機冷却水系系統流量 ・残留熱除去系熱交換器冷却水入口流量 ・圧力制御室水位 ・残留熱除去系ポンプ出口圧力 (2)確認事項 1. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御課長または電気課長 2. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 発電課長または計測制御課長	同上	安全保護系保護検出要素性能(校正) 検査(一次冷却却材計器) ・試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。 定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指⽰値の確認(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>		



他条文により確認



【月例等】との差異



【定事検/月例等】との差

東北電力

女川2号炉

保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等名称 (仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案)	月例等定期試験名称 (仮称)	月例等試験の判定基準(案) (チェックシート等での記載内容)	「実条件性能確認」適合の考え方		
								実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】	実条件性能確認評価／プレコン	
66-13-1	主要パラメータ および代替パラメータ 13. 格納容器 バイパスの監視 (1)原子炉圧力 容器内の状態	(1)運転上の制限 主要パラメータ: 主要パラメータを計測する計器が1チャンネル以上動作可能であること 代替パラメータ: 主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 原子炉水位(広帯域) 原子炉水位(燃料域) 原子炉水位(SA広帯域) 原子炉水位(SA燃料域) 原子炉圧力 原子炉圧力(SA) 代替パラメータ要素 主要パラメータの他チャンネル 原子炉水位(SA広帯域) 原子炉水位(SA燃料域) 原子炉水位(広帯域) 原子炉水位(燃料域) 原子炉圧力 原子炉圧力(SA) 原子炉圧力容器温度 (2)確認事項 1. チャンネル校正を実施する。 定事検停止時 計測制御課長または電気課長 2. 動作不能でないことを指示により確認する。 1ヶ月に1回 発電課長または計測制御課長	【設置許可本文】 初動対応での目標設定や個別戦略における判断要素として必要になる主要パラメータが採取できない場合は、判断要素として代替できる他のパラメータを採取する。	安全保護系保護検出要素性能(校正) 検査(原子炉計装)	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>			
66-13-1	主要パラメータ および代替パラメータ 13. 格納容器 バイパスの監視 (2)原子炉格納容器内の状態	(1)運転上の制限 主要パラメータ: 主要パラメータを計測する計器が1チャンネル以上動作可能であること 代替パラメータ: 主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 ドライウェル温度 ドライウェル圧力 代替パラメータ要素 主要パラメータの他の検出器 ドライウェル圧力 圧力制御室圧力 ドライウェル温度 [ドライウェル圧力] (2)確認事項 1. チャンネル校正を実施する。 定事検停止時 計測制御課長または電気課長 2. 動作不能でないことを指示により確認する。 1ヶ月に1回 発電課長または計測制御課長	同上	安全保護系保護検出要素性能(校正) 検査(その他)	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>			
66-13-1	主要パラメータ および代替パラメータ 13. 格納容器 バイパスの監視 (3)原子炉建屋内の状態	(1)運転上の制限 主要パラメータ: 主要パラメータを計測する計器が1チャンネル以上動作可能であること 代替パラメータ: 主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 高圧給水スプレイ系ポンプ出口圧力 残留熱除去系ポンプ出口圧力 低圧給水スプレイ系ポンプ出口圧力 代替パラメータ要素 原子炉圧力 原子炉圧力(SA) [エアーフラッシュモニタ]	同上	安全保護系保護検出要素性能(校正) 検査(一次冷却材計装)	【日常点検】 ・日常点検表による指示値の確認(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>			



他条文により確認



【月例等】との差異



【定事検/月例等】との差

東北電力

女川2号炉

保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等名称 (仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案)	月例等定期試験名称 (仮称)	月例等試験の判定基準(案) (チェックシート等での記載内容)	「実条件性能確認」適合の考え方	
								実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】	実条件性能確認評価／プレコン
66-13-1	主要パラメータ および代替パ ラメータ 14. 水源の確 保	(1)運転上の制限 主要パラメータ:主要パラメータを計測する計器が1チャンネル以上動作可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 復水器最上水位 圧力抑制室水位 代替パラメータ要素 高圧水替注水系ポンプ出口流量 残留熱除去系洗冷ライン流量(残留熱除去系ヘッドプレーライン洗浄流量) 残留熱除去系洗冷ライン流量(残留熱除去系B系格納容器冷却ライン洗浄流量) 直流水動低圧注水系ポンプ出口流量 原子炉隔壁時冷却系ポンプ出口流量 高圧給水系スプレイ系ポンプ出口流量 原子炉格納容器下部注水流量 原子炉格納容器下部注水流量 高圧水替注水系ポンプ出口圧力 直流水動低圧注水系ポンプ出口圧力 原子炉隔壁時冷却系ポンプ出口圧力 高圧給水系スプレイ系ポンプ出口圧力 復水器送水泵出口圧力 原子炉水位(広帯域) 原子炉水位(燃料域) 原子炉水位(SA広帯域) 原子炉水位(SA燃料域) 主要パラメータの他のチャンネル 代替熱却冷却ポンプ出口流量 残留熱除去系ポンプ出口流量 低圧給水系スプレイ系ポンプ出口流量 代替熱却冷却ポンプ出口圧力 残留熱除去系ポンプ出口圧力 低圧給水系スプレイ系ポンプ出口圧力 (2)確認事項 1. チャンネル校正を実施する。 定事検停止時 計測制御課長または電気課長 2. 動作不能でないことを指示により確認する。 1ヶ月に1回 発電課長または計測制御課長	【設置許可本文】 初動対応での目標設定や個別戦略における判断要素として必要になる主要パラメータが採取できない場合は、判断要素として代替できる他のパラメータを探取する。	安全保護系保護検出要素性能(校正) 検査(その他) 試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。 定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指⽰値の確認(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>		
66-13-1	主要パラメータ および代替パ ラメータ 15. 原子炉建 屋内の水素濃 度	(1)運転上の制限 66-8-2(2)運転上の制限を定める 主要パラメータ要素 原子炉建屋内水素濃度 代替パラメータ要素 主要パラメータの他のチャンネル 静的熱媒式水素再結合装置動作監視装置 (2)確認事項 1. チャンネル校正を実施する。 定事検停止時 計測制御課長または電気課長 2. 動作不能でないことを指示により確認する。 1ヶ月に1回 発電課長または計測制御課長	同上	安全保護系保護検出要素性能(校正) 検査(その他) 試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。 定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指⽰値の確認(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>		
66-13-1	主要パラメータ および代替パ ラメータ 16. 原子炉格 納容器内の酸 素濃度	(1)運転上の制限 主要パラメータ:主要パラメータを計測する計器が1チャンネル以上動作可能であること 代替パラメータ:主要パラメータの推定が可能であること 主要パラメータ要素 格納容器内雰囲気酸素濃度 代替パラメータ要素 主要パラメータの他のチャンネル 格納容器内雰囲気放射線モニタ(D/W) 格納容器内雰囲気放射線モニタ(S/C) ドライウェル圧力 圧力抑制室圧力 (2)確認事項 1. チャンネル校正を実施する。 定事検停止時 計測制御課長または電気課長 2. 動作不能でないことを指示により確認する。 1ヶ月に1回 発電課長または計測制御課長	【設置許可本文】 初動対応での目標設定や個別戦略における判断要素として必要になる主要パラメータが採取できない場合は、判断要素として代替できる他のパラメータを探取する。	安全保護系保護検出要素性能(校正) 検査(その他) 試験装置を用いて各検出要素の動作に必要な模擬入力を与え、その時の値を確認する。 定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。	【日常点検】 ・日常点検表による指⽰値の確認(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確認する。	<差異無し>		



他条文により確認



【月例等】との差異



【定事検/月例等】との差

東北電力

女川2号炉

保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等名称 (仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案) (仮称)	月例等定期試験名称 (仮称)	月例等試験の判定基準(案) (チェックシート等での記載内容)	「実条件性能確認」適合の考え方		
								実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】	実条件性能確認評価／プレコン	
66-13-1	主要パラメータ および代替パラメータ 17. 使用済燃料ブール監視	<p>(1)運転上の制限 66-9-4に運転上の制限を定める</p> <p>主要パラメータ要素 使用済燃料ブール水位/温度(ヒートサーーモ式) 使用済燃料ブール水位/温度(ガイドバルス式) 使用済燃料ブール上部空間放射線モニタ(高線量、低線量) 使用済燃料ブール監視カメラ</p> <p>代替パラメータ要素 使用済燃料ブール水位/温度(ガイドバルス式) 使用済燃料ブール上部空間放射線モニタ(高線量、低線量) 使用済燃料ブール水位/温度(ヒートサーーモ式) 使用済燃料ブール監視カメラ</p> <p>(2)確認事項 1. チャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御課長または電気課長 2. 動作不能でないことを指示により確認する。1ヶ月に1回 発電課長または計測制御課長</p>	同上	<p>安全保護系保護検出要素性能(校正) 検査(その他) ・試験装置を用いて各検出要素の動作 に必要な模擬入力を与え、その時の値 を確認する。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性 検査記録」の判定基準を満足すること。</p> <p>監視機能健全性確認検査 (エアロモニタリング設備、 プロセスマニタリング設備)</p>	<p>【日常点検】 ・日常点検表による指 示の確認(1ヶ月/回)</p> <p>監視機能健全性確認検査(エアロモニタ リング設備、プロセスマニタリング設備) ・標準装置を用いて正味出力值、正味線 担当量率を測定し、各検出器の校正が 正しいことを確認する。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性 検査記録」の判定基準を満足すること。</p>	<p>【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確 認する。</p>	<差異無し>			
66-13-2	補助パラメータ 1. 電源関係	<p>(1)運転上の制限 補助パラメータを計測する計器が動作可能であること</p> <p>動作可能であるべきチャンネル数 6-2P-1 母線電圧:1 6-2P-2 母線電圧:1 6-2C 母線電圧:1 6-2D 母線電圧:1 6-2H 母線電圧:1 4-2C 母線電圧:1 4-2D 母線電圧:1 125V 直流主母線2A 電圧:1 125V 直流主母線2B 電圧:1 125V 直流主母線2A-1 電圧:1 125V 直流主母線2B-1 電圧:1 HPCS125V 直流主母線電圧:1 250V 直流主母線電圧:1</p> <p>(2)確認事項 1. 補助パラメータ(電源関係)を監視する計器の機能を確認する。定事検停止時 電気課長 3. 補助パラメータを監視する計器が健全であることを確認する。1ヶ月に1回 発電課長</p>	同上	<p>【設置許可本文】 抽出パラメータのうち、発電用原子炉施設の状態を直 接監視することはできないが、電源設備の受電状況、 重大事故等対処設備の運転状態及びその他の設備 の運転状態により発電用原子炉施設の状態を補助的 に監視するパラメータを補助パラメータとする。</p>	<p>安全保護系保護検出要素 性能(校正)検査(電源計器)</p>	<p>【日常点検】 ・日常点検表による指 示の確認(1ヶ月/回)</p> <p>試験装置を用いて各検出要素の動作 に必要な模擬入力を与え、その時の値 を確認する。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性 検査記録」の判定基準を満足すること。</p>	<p>【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確 認する。</p> <p>【定期試験】 ・定期試験による指 示の確認(1ヶ月/回)</p> <p>【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確 認する。</p>	<差異無し>		
66-13-2	補助パラメータ 2. その他	<p>(1)運転上の制限 補助パラメータを計測する計器が動作可能であること</p> <p>動作可能であるべきチャンネル数 高圧空素ガス供給系 ADS入口圧力:^② 代替高圧空素ガス供給系空素ガス供給止め弁入口圧力:^③ ※2:高圧空素ガス供給系1系あたり。 ※3:代替高圧空素ガス供給系1系あたり。</p> <p>(2)確認事項 2. 補助パラメータ(その他)を監視する計器のチャンネル校正を実施する。定事検停止時 計測制御課長 3. 補助パラメータを監視する計器が健全であることを確認する。1ヶ月に1回 発電課長</p>	同上	<p>安全保護系保護検出要素 性能(校正)検査(その他)</p>	<p>【日常点検】 ・日常点検表による指 示の確認(1ヶ月/回)</p> <p>試験装置を用いて各検出要素の動作 に必要な模擬入力を与え、その時の値 を確認する。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性 検査記録」の判定基準を満足すること。</p>	<p>【判定基準】 ・動作不能でないことを指示により確 認する。</p>	<差異無し>			
66-13-3	可搬型計測器	<p>(1)運転上の制限 所要数が動作可能であること</p> <p>所要数 可搬型計測器: 25個</p> <p>(2)確認事項 1. 所要数の可搬型計測器の機能を確認する。1年に1回 計測制御課長 2. 所要数の可搬型計測器が動作可能であることを確認する。3ヶ月に1回 防災課長</p>	【設置許可本文】 代替電源(交流、直流)からの給電が困難となり、中央 制御室でのパラメータ監視が不能となった場合は、重 要監視パラメータ及び重要代替監視パラメータのう ち、手順着手の判断基準及び操作に必要なパラメータ を可搬型計測器により計測又は監視する。	可搬型計測器機能確認検査 ・試験装置を用いて各検出要素の動作 に必要な模擬入力を与え、その時の値 を確認する。 ・定期事業者検査成績書の添付「特性 検査記録」の判定基準を満足すること。	【SA巡視点検】 (3ヶ月/回)	<p>【判定基準】 ・可搬型計測器が動作可能であるこ と。(動作確認)</p>	<差異無し>			



他条文により確認



【月例等】との差異



【定事検/月例等】との差

東北電力

高川2号炉

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



他条文により確認



【月例等】との差異



【定事検/月例等】との差

東北電力									
女川2号炉									
保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等名称 (仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案)	月例等定期試験名称 (仮称)	月例等試験の判定基準(案) (チェックシート等での記載内容)	「実条件性能確認」適合の考え方	
								実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】 実条件性能確認評価／プレコン	
66-14-2	原子炉建屋プローアウトバネルおよび閉止装置	(1)運転上の制限 所要数 原子炉建屋プローアウトバネル閉止装置:24台 (2)確認事項 1. 原子炉建屋プローアウトバネル閉止装置の性能を確認する。定事検停止時 原子炉課長 2. 原子炉の状態が運転、起動および高温停止において、原子炉建屋プローアウトバネル閉止装置が動作可能であることを確認する。1ヶ月に1回 発電課長	【設置許可本文】 原子炉建屋原子炉棟の気密ハウジングの一部として原子炉建屋に設置する原子炉建屋プローアウトバネルは、閉止状態を維持できる。又は開放時に容易かつ確実に原子炉建屋プローアウトバネル閉止装置により閉止門を開閉できる設計とする。また、原子炉建屋プローアウトバネル閉止装置は、現場において、人力により操作できる設計とする。	原子炉建屋プローアウトバネル閉止装置機能検査 原子炉建屋プローアウトバネル閉止装置機能検査 原子炉建屋プローアウトバネル閉止装置機能検査	【定期試験】 ・原子炉建屋プローアウトバネル閉止装置動作試験(1ヶ月/回)	【判定基準】 ・プローアウトバネル閉止装置の現場手動閉止は、駆動モーターが人力により閉止できること。 ・原子炉建屋プローアウトバネル閉止装置が人力により閉止できること。	○原子炉建屋プローアウトバネル閉止装置の現場閉止操作【月例等】 下記の通り、原子炉運転中に実施することは原子力安全上困難と考える。 ・プローアウトバネル閉止装置の現場手動閉止は、駆動モーターが人力により閉止できることを確認する。 ・原子炉建屋プローアウトバネル閉止装置が人力により閉止できることを確認する。 【月例等】 ・原子炉建屋プローアウトバネル閉止装置は設置場所が高線量区域(施設エア)となるため、また、現場閉止操作時は遠隔操作機能喪失となる。(人身安全を考慮し手動操作用ハンドル取り付け時は、駆動モーターの電源を開放しなければならない) 以上の組み合わせにより実条件性能を確認していると整理する。	左記確認を原子炉運転中に実施することは困難であることから実条件性能確認に對しては下記の通り。 【定事検】 ・原子炉建屋プローアウトバネル閉止装置を全閉操作し、要求性能確認を確認する。 ・原子炉建屋プローアウトバネル閉止装置が人力により閉止できることを確認する。	
66-15-1	監視測定設備	(1)運転上の制限 所要数が動作可能であること 所要数 γ線サーベイメータ:2台 β線サーベイメータ:2台 α線サーベイメータ:1台 電離量サーベイメータ:2台 可搬型ダスト・よう素サンプラー:2台 可搬型モニタリングポスト:9台 常設監視計測設備:66-12-11に定める。 代替気象観測設備:1台 小型船舶:1艇 (2)確認事項 1. 所要数のγ線サーベイメータの機能確認を実施する。1年に1回 放射線管理課長 2. 所要数のγ線サーベイメータの機能確認を実施する。1年に1回 放射線管理課長 3. 所要数のγ線サーベイメータの機能確認を実施する。1年に1回 放射線管理課長 4. 所要数の電離量サーベイメータの機能確認を実施する。1年に1回 放射線管理課長 5. 所要数の可搬型ダスト・よう素サンプラーの機能確認を実施する。1年に1回 放射線管理課長 6. 所要数の可搬型モニタリングポストの機能確認を実施する。1年に1回 放射線管理課長 7. 所要数の代替気象観測設備の機能確認を実施する。1年に1回 放射線管理課長 8. 所要数のγ線サーベイメータが動作可能であることを確認する。3ヶ月に1回 放射線管理課長 9. 所要数のγ線サーベイメータが動作可能であることを確認する。3ヶ月に1回 放射線管理課長 10. 所要数のα線サーベイメータが動作可能であることを確認する。3ヶ月に1回 放射線管理課長 11. 所要数の電離量サーベイメータが動作可能であることを確認する。3ヶ月に1回 放射線管理課長 12. 所要数の可搬型ダスト・よう素サンプラーが動作可能であることを確認する。3ヶ月に1回 放射線管理課長 13. 所要数の代替気象観測設備が動作可能であることを確認する。3ヶ月に1回 放射線管理課長 14. 所要数の小型船舶が使用可能であることを確認する。3ヶ月に1回 放射線管理課長 15. 所要数の小型船舶が使用可能であることを確認する。3ヶ月に1回 放射線管理課長	【設置許可本文】 発電所及びその周辺における放射線量は、通常時からモニタリングポストを用いて連続測定しているが、放射線量の測定機能が喪失した場合は、可搬型モニタリングポストを用いて監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。また、「原子力災害対策特別指針法」第10条特定事象が発生した場合は、モニタリングポストが設置されていない海側に可搬型モニタリングポストを設置し、放射線量を測定する。さらに、緊急時対策所の加圧判断のため、緊急時対策室屋上に可搬型モニタリングポストを配置し、放射線量を測定する。 発電所及びその周辺における空気中の放射性物質の濃度は、放射能観測車を用いて測定するが、空気中の放射性物質の濃度の測定機能が喪失した場合は、可搬型放射線監視装置(可搬型ダスト・よう素サンプラー、γ線サーベイメータ及びβ線サーベイメータ)等を用いて監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する。	可搬型放射線計測器機械検査 可搬型屋外放射線監視設備機能検査 可搬型屋内放射線監視設備機能検査	【SA巡視点検】 (3ヶ月/回) 【SA定期試験】 ・屋外放射線監視設備定期試験(3ヶ月/回)	【判定基準】 ・外観点検及び、起動後設定値・パッテリ・残量を確認し正常に動作すること。 【判定基準】 ・機能・性能を満足していることを確認する。 【SA定期試験】 ・装置を稼働させ、緊急時対策室にて指示値を確認し使用可能であること。	<差異無し>	-	-



他条文により確認



【月例等】との差異



【定事検/月例等】との差

東北電力

女川2号炉

保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等名称 (仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案) (仮称)	月例等定期試験名称 (仮称)	月例等試験の判定基準(案) (チェックシート等での記載内容)	「実条件性能確認」適合の考え方	
								実条件性能確認との差異【定事検】【月例等】	実条件性能確認評価／プレコン
66-16-1 緊急時対策所 の居住性確保		<p>(1)運転上の制限 被ばく低減設備 (1)緊急時対策所加圧設備(空気ポンベ)が動作可能であること (2)緊急時対策所非常用送風機:1台 (3)差し計、酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が動作可能であること その他設備 緊急時対策所可搬型エアモニタの所要数が動作可能であること</p> <p>所要数 緊急時対策所加圧設備(空気ポンベ):415本 緊急時対策所非常用送風機:1台 緊急時対策所非常用フルタ装置:1基 差圧計:1台 酸素濃度計:1個 二酸化炭素濃度計:1個 緊急時対策所可搬型エアモニタ:1個 可搬型モニタリヤンホスト:66-15-1に定める。</p> <p>(2)陸上基準 1.給排水装置(緊急対策室給水)、給排水装置(緊急対策室排気)が開すことおよび高圧空気ポンベ出口に緊急時対策所加圧設備(空気ポンベ)が動作可能であることを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して動作した弁の閉鎖状態を確認する。定事検停止時 ターピング課長 2.原子炉の状態が運転、高溫停止および心変更時^{※5}または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時ににおいて、緊急時対策所加圧設備(空気ポンベ)が規定圧力であることを確認する。3ヶ月に1回 ターピング課長 3.緊急時対策所非常用送風機の性能確認を実施する。定事検停止時 ターピング課長 4.緊急時対策所非常用送風機を起動し、動作可能であることを確認する。^{1ヶ月に1回} 防災課長 5.原子炉の状態が運転、起動、高溫停止および心変更時^{※5}または原子炉建屋原子炉棟内で照射された燃料に係る作業時ににおいて、給排水装置(緊急対策室給水)および排水装置(緊急対策室排気)が開すことなどを確認する。また、動作確認後、動作確認に際して動作した弁の閉鎖状態を確認する。^{1ヶ月に1回} 防災課長 6.緊急時対策所非常用送風機を起動し、動作可能であることを確認する。^{1ヶ月に1回} 防災課長 7.緊急時対策所非常用送風機が使用可能であることを確認する。^{1ヶ月に1回} 防災課長 8.差圧計の計測校正を実施する。定事検停止時 計測制御課長 9.差圧計の計測校正を実施する。^{1ヶ月に1回} 計測制御課長 10.酸素濃度計の計測校正を実施する。^{1ヶ月に1回} 計測制御課長 11.酸素濃度計が使用可能であることを確認する。^{1ヶ月に1回} 計測制御課長 12.二酸化炭素濃度計の計測校正を実施する。^{1ヶ月に1回} 計測制御課長 13.二酸化炭素濃度計が使用可能であることを確認する。^{3ヶ月に1回} 計測制御課長 14.緊急時対策所可搬型エアモニタの機能確認を実施する。^{1年以内に1回} 放射線管理課長 15.緊急時対策所可搬型エアモニタが動作可能であることを確認する。^{3ヶ月に1回} 放射線管理課長 ※5:停止余裕確認後の制御弁1本の挿入・抜きを除く。</p>	<p>【設置許可本文】 緊急時対策所遮蔽及び緊急時対策所加圧設備(空気ポンベ)を用いたガス等の放射性物質の侵入防止等により、重大事故等に対するために必要な指示を行つる員等の被ばく量を)日間で100mSvを超えないようとするため、以下の手順等により緊急時対策所の居住性を確保する。 ・緊急時対策所非常用送風機を起動し、運転に有りな操作、異音、異臭がないこと。 ・(判定基準を満足させるための弁の閉鎖を含む) ・緊急時対策所加圧設備の空気ポンベに415Pa以上確保されていること。 ・緊急時対策所待機所から空気供給量を□ m³/hに制御した状態で、緊急時対策所待機所を隣接区間にに対して差圧 20 Pa以上に正圧化可能こと。 ・緊急時対策所非常用送風機を起動することで、酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を開始する。全交流動力電源喪失時は、代替電源設備であるガスタービン発電機又は電源車(緊急時対策所用)を用いて給電し、緊急時対策所非常用送風機を起動する。 ・「原子力災害特別措置法」第10条事象が発生した場合、緊急時対策所に可搬型エアモニタを設置し、放射線量の測定を実施する。 ・原子炉格納容器ヘッド等により放射性物質の放出のおそれがある場合は、緊急時対策所において、緊急時対策所加圧設備(空気ポンベ)を用いて加圧を行つとともに、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を用いて緊急時対策所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度を監視する。その後、発電所敷地内に設置する可搬型エアモニタリングボックスの指示値により周辺環境中の放射性物質が十分減少したと判断した場合は、緊急時対策所加圧設備(空気ポンベ)から緊急時対策所非常用送風機へ切り替え。 緊急時対策所非常用送風機起動後、運転に有りな操作、異音、異臭がないこと。 ・チャコールエアフィルタのよう素除去効率、総合除去効率が規定値以上であること。 緊急時対策所可搬型エアモニタ機能検査 緊急時対策所可搬型エアモニタ機能検査 酸素濃度計・二酸化炭素濃度計機能検査 酸素濃度計・二酸化炭素濃度計機能検査 安全保護系保護検出要素性能(校正)検査(その他) 定期事業者検査成績書の添付「特性検査記録」の判定基準を満足すること。</p>	<p>—</p>	<p>○緊急時対策所加圧設備(空気ポンベ)による正圧化【定事検】【月例等】 下記の通り、原子炉運転中・停止中ともに実施することは原子力安全上困難と考える。 ・本設ポンペを定期事業者検査等にて繰り返し使用すると本設ポンペ内に蓄積された空気を消費することから事故時に使用可能な空気量が減少してしまう。</p> <p>・本設ポンペによる正圧化は困難であるため、定期事業者検査等にて圧力が同等の仮設ポンペ等を接続することで実施する。</p> <p>・月例等試験において、それぞれの機器が正常であることを確認する。</p> <p>○緊急時対策所加圧設備(空気ポンベ)による正圧化【定事検】 ・緊急時対策所非常用送風機を起動し、動作可能であること。(動作確認)</p> <p>○緊急時対策所居住性確認検査 緊急時対策所居住性確認検査 緊急時対策所居住性確認検査 ○高圧空気ポンベ電動弁動作試験【月例等】 下記の通り、原子炉運転中に実施することは原子炉安全上困難と考える。 ・給排水装置(緊急対策室給水)及び排水装置(緊急対策室排水)が動作すること。 ○緊急時対策所弁手動閉鎖試験 緊急時対策所弁手動閉鎖試験 ○日常点検 ・高圧空気ポンベ出口電動弁の状態確認の表示状態確認 ○高圧空気ポンベ電動弁動作試験【月例等】 下記の通り、原子炉運転中に実施することは原子炉安全上困難と考える。 ・実ライン構成につきポンペの空気が消費されるため停止されること。 ○仮設空気ポンペ等による正圧化【月例等】 下記の通り、原子炉運転中に実施することは原子炉安全上困難と考える。 ・仮設ポンペ等を繰り返し接続することにより系統リークのリスクが高くなると考えられるため。 ○フィルタ性能検査【月例等】 下記の通り、原子炉運転中に実施することは原子炉安全上困難と考える。 ・緊急時対策所加圧設備(空気ポンペ)は開運転しているので汚いの可能性があることから、規定期間に実施することを確認する。 ・フィルタは静的機器であること、試運転時にはフィルタを劣化させる有機溶剤等の使用を制限した上で実施するなど、着しく劣化しないよう管理する。</p> <p>以上の組み合わせにより実条件性能を確認していると整理する。</p> <p>○巡回点検 【SA巡回点検】(3ヶ月/回)</p> <p>○巡回点検 【SA巡回点検】(3ヶ月/回)</p> <p>○巡回点検 【SA巡回点検】(3ヶ月/回)</p> <p>○巡回点検 【SA巡回点検】(3ヶ月/回)</p> <p>○巡回点検 【SA巡回点検】(3ヶ月/回)</p> <p>○巡回点検 【SA巡回点検】(3ヶ月/回)</p> <p>○巡回点検 【SA巡回点検】(3ヶ月/回)</p> <p>○巡回点検 【SA巡回点検】(3ヶ月/回)</p> <p>○巡回点検 【SA巡回点検】(3ヶ月/回)</p>	<p>○緊急時対策所加圧設備(空気ポンベ)による正圧化【定事検】 下記の通り、原子炉運転中に実施することは原子炉安全上困難と考える。 ・緊急時対策所非常用送風機を起動し、動作可能であること。(動作確認)</p> <p>○緊急時対策所居住性確認検査 緊急時対策所居住性確認検査 緊急時対策所居住性確認検査 ○高圧空気ポンベ電動弁動作試験【月例等】 下記の通り、原子炉運転中に実施することは原子炉安全上困難と考える。 ・給排水装置(緊急対策室給水)及び排水装置(緊急対策室排水)が動作すること。</p> <p>○緊急時対策所弁手動閉鎖試験 緊急時対策所弁手動閉鎖試験 ○日常点検 ・高圧空気ポンベ出口電動弁の状態確認の表示状態確認 ○高圧空気ポンベ電動弁動作試験【月例等】 下記の通り、原子炉運転中に実施することは原子炉安全上困難と考える。 ・実ライン構成につきポンペの空気が消費されるため停止されること。</p> <p>○仮設空気ポンペ等による正圧化【月例等】 下記の通り、原子炉運転中に実施することは原子炉安全上困難と考える。 ・仮設ポンペ等を繰り返し接続することにより系統リークのリスクが高くなると考えられるため。</p> <p>○フィルタ性能検査【月例等】 下記の通り、原子炉運転中に実施することは原子炉安全上困難と考える。 ・緊急時対策所加圧設備(空気ポンペ)は開運転しているので汚いの可能性があることから、規定期間に実施することを確認する。</p> <p>・フィルタは静的機器であること、試運転時にはフィルタを劣化させる有機溶剤等の使用を制限した上で実施するなど、着しく劣化しないよう管理する。</p> <p>以上の組み合わせにより実条件性能を確認していると整理する。</p> <p>○巡回点検 【SA巡回点検】(3ヶ月/回)</p> <p>○巡回点検 【SA巡回点検】(3ヶ月/回)</p> <p>○巡回点検 【SA巡回点検】(3ヶ月/回)</p> <p>○巡回点検 【SA巡回点検】(3ヶ月/回)</p> <p>○巡回点検 【SA巡回点検】(3ヶ月/回)</p> <p>○巡回点検 【SA巡回点検】(3ヶ月/回)</p> <p>○巡回点検 【SA巡回点検】(3ヶ月/回)</p> <p>○巡回点検 【SA巡回点検】(3ヶ月/回)</p> <p>○巡回点検 【SA巡回点検】(3ヶ月/回)</p>	<p>○緊急時対策所加圧設備(空気ポンベ)による正圧化【定事検】 下記の通り、原子炉運転中に実施することは原子炉安全上困難と考える。 ・緊急時対策所非常用送風機を起動し、動作可能であること。(動作確認)</p> <p>○緊急時対策所居住性確認検査 緊急時対策所居住性確認検査 緊急時対策所居住性確認検査 ○高圧空気ポンベ電動弁動作試験【月例等】 下記の通り、原子炉運転中に実施することは原子炉安全上困難と考える。 ・給排水装置(緊急対策室給水)及び排水装置(緊急対策室排水)が動作すること。</p> <p>○緊急時対策所弁手動閉鎖試験 緊急時対策所弁手動閉鎖試験 ○日常点検 ・高圧空気ポンベ出口電動弁の状態確認の表示状態確認 ○高圧空気ポンベ電動弁動作試験【月例等】 下記の通り、原子炉運転中に実施することは原子炉安全上困難と考える。 ・実ライン構成につきポンペの空気が消費されるため停止されること。</p> <p>○仮設空気ポンペ等による正圧化【月例等】 下記の通り、原子炉運転中に実施することは原子炉安全上困難と考える。 ・仮設ポンペ等を繰り返し接続することにより系統リークのリスクが高くなると考えられるため。</p> <p>○フィルタ性能検査【月例等】 下記の通り、原子炉運転中に実施することは原子炉安全上困難と考える。 ・緊急時対策所加圧設備(空気ポンペ)は開運転しているので汚いの可能性があることから、規定期間に実施することを確認する。</p> <p>・フィルタは静的機器であること、試運転時にはフィルタを劣化させる有機溶剤等の使用を制限した上で実施するなど、着しく劣化しないよう管理する。</p> <p>以上の組み合わせにより実条件性能を確認していると整理する。</p> <p>○巡回点検 【SA巡回点検】(3ヶ月/回)</p> <p>○巡回点検 【SA巡回点検】(3ヶ月/回)</p> <p>○巡回点検 【SA巡回点検】(3ヶ月/回)</p> <p>○巡回点検 【SA巡回点検】(3ヶ月/回)</p> <p>○巡回点検 【SA巡回点検】(3ヶ月/回)</p> <p>○巡回点検 【SA巡回点検】(3ヶ月/回)</p> <p>○巡回点検 【SA巡回点検】(3ヶ月/回)</p> <p>○巡回点検 【SA巡回点検】(3ヶ月/回)</p> <p>○巡回点検 【SA巡回点検】(3ヶ月/回)</p>	<p>左記確認を原子炉運転中に実施することは困難であることから実条件性能確認に對しては下記の通り。</p> <p>【定事検】 ・緊急時対策所加圧設備からの空気供給量を□ m³/hに制御する。 ・実ライン構成につきポンペの空気が消費されるため停止すること。</p> <p>【月例等】 ・実ライン構成につきポンペの空気が消費されるため停止すること。</p> <p>【日常点検】 ・実ライン構成につきポンペの空気が消費されるため停止すること。</p> <p>【定期点検】 ・緊急時対策所加圧設備(空気ポンペ)が規定圧力であること。</p> <p>【定期点検】 ・緊急時対策所弁手動閉鎖が動作可能であること。</p> <p>【定期点検】 ・緊急時対策所弁手動閉鎖が動作可能であること。</p> <p>【定期点検】 ・緊急時対策所弁手動閉鎖が動作可能であること。</p> <p>【定期点検】 ・緊急時対策所弁手動閉鎖が動作可能であること。</p> <p>【定期点検】 ・緊急時対策所弁手動閉鎖が動作可能であること。</p>	

枠囲みの内容は商業機密の観点から公開できません。



他条文により確認



【月例等】との差異



【定事検/月例等】との差

東北電力

女川2号炉

保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等名称 (仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案)	月例等定期試験名称 (仮称)	月例等試験の判定基準(案) (チェックシート等での記載内容)	「実条件性能確認」適合の考え方
								実条件性能確認評価／プレコン
66-16-2	緊急時対策所 の代替電源設 備	<p>(1)運転上の制限 緊急時対策所の代替電源設備が動作可能であること</p> <p>所要値・所要数 ガスタービン発電機:66-12-1に定める。 ガスタービン発電設備軽油タンク:66-12-7に定める。 タンクローリー:66-12-7に定める。 軽油タンク:66-12-7に定める。 ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ 66-12-11に定める。 ガスタービン発電機接続盤:66-12-6に定める。 緊急用高圧母線2系:66-12-6に定める。 電源車(緊急時対策所用):1台 緊急時対策所軽油タンクレベル:2,410mm 緊急時対策所用高圧母線J系:2系列</p> <p>(2)確認事項 1. 電源車(緊急時対策所用)を起動し、運転状態(電圧等)に異常のないことを確認する。 2年に1回 防災課長 2. 電源車(緊急時対策所用)を起動し、動作可能であることを確認する。3ヶ月に1回 防災課長 3. 緊急時対策所軽油タンク内レベルが所要値以上であることを確認する。 1ヶ月に1回 防災課長 4. 緊急時対策所用高圧母線J系が使用可能であることを外観点検により確認する。 1ヶ月に1回 防災課長</p>	<p>【設置許可本文】 全交流動力電源喪失時は、代替電源設備であるガスタービン発電機又は電源車(緊急時対策所用)を用いて給電し、緊急時対策所非常用送風機を起動する。</p>	<p>可搬型代替交流電源設備 検査</p>	<p>可搬型代替交流電源設備検査(単体試験) ・電源車(緊急時対策所用)を起動し、運転状態(電圧等)に異常のないことを確認する。 【SA定期試験】 電源車(緊急時対策所用)のを起動し、動作可能であることを確認する。 (3ヶ月/回)</p>	<p>【判定基準】 ・運転状態(電圧等)に異常のないことを確認する。</p>	<p><差異無し></p>	<p>・定期事業者検査等及び月例等試験で電源車(緊急時対策所用)の負荷試験(模擬負荷)は、定期事業者検査等にて保全計画に基づく本格点検時に実施し、当該周期にて負荷試験を実施することで電源車(緊急時対策所用)の発電機能が維持されていることを確認する。 ・緊急時対策所用電源系統の全停操作が必要となるため、原子力安全上困難と考えられる。</p> <p>・電源車(緊急時対策所用)の負荷試験(模擬負荷)は、定期事業者検査等にて保全計画に基づく本格点検時に実施し、当該周期にて負荷試験を実施することで電源車(緊急時対策所用)の発電機能が維持されていることを確認する。 ・緊急時対策所用電源系統に電力を供給できることの確認については、当該系統を構成する電源車(緊急時対策所用)、緊急時対策所軽油タンク及び電源車(緊急時対策所用)からの給電系の健全性を定期事業者検査等にて保全計画に基づく点検時に確認し、月例等試験による外観点検にて機器が正常で有ることを確認する。</p>
								-
								-



他条文により確認



【月例等】との差異



【定事検/月例等】との差

東北電力

女川2号炉

保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等名称 (仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案)	月例等定期試験名称 (仮称)	月例等試験の判定基準(案) (チェックシート等での記載内容)	「実条件性能確認」適合の考え方	
								実条件性能確認との差異【定事検】[月例等]	実条件性能確認評価／プレコン
66-17-1	通信連絡設備	<p>(1)運転上の制限 (1)SPDS伝送装置およびデータ収集装置が動作可能であること (2)統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話およびIP-FAX)が動作可能であること (3)SPDS表示装置、衛星電話設備(固定型)、衛星電話設備(携帯型)、無線連絡設備(固定型)、無線連絡設備(携帯型)および携行型通話装置の所要数が動作可能であること</p> <p>所要数 【緊急時対策所】 SPDS伝送装置:1台 SPDS表示装置:1台 テレビ会議システム:1台 IP電話:6台 IP-FAX:3台 衛星電話設備(固定型):4台 衛星電話設備(携帯型):10台 無線連絡設備(固定型):4台 無線連絡設備(携帯型):38台 「ロセス計算機室」 データ収集装置:1台 【中央制御室】 衛星電話設備(固定型):2台 無線連絡設備(固定型):2台 無線連絡設備(携帯型):5台 携行型通話装置:10台</p> <p>(2)確認事項 1. SPDS伝送装置、データ収集装置およびSPDS表示装置の伝送機能を確認する。また、データの記録機能を確認する。1ヶ月に1回 技術課長または発電課長 2. 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話およびIP-FAX)の通話および通信機能を確認する。1ヶ月に1回 技術課長 3. 衛星電話設備(固定型)の通話機能を確認する。1ヶ月に1回 技術課長 4. 衛星電話設備(携帯型)の通話機能を確認する。3ヶ月に1回 技術課長 5. 無線連絡設備(固定型)の通話機能を確認する。1ヶ月に1回 技術課長または発電課長 6. 無線連絡設備(携帯型)の通話機能を確認する。3ヶ月に1回 技術課長または発電課長 7. 携行型通話装置の通話確認を実施する。3ヶ月に1回 発電課長</p>	<p>【設置許可本文】 緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても当該事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するためには必要な情報を把握できる設備として、安全パラメータ表示システム(SPADS)を設置する。 発電用原子炉施設には、設計基准事故が発生した場合において、発電所外の本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の必要箇所へ事故の発生等に係る連絡を昔声等により行うことができる設備として、電力保安用通信用電話設備、社内テレビ会議システム、局線加入電話設備、専用電話設備、衛星電話設備及び統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備の通信連絡設備(発電所外)を設置又は保管する設計とする。</p>	-	-	【SA定期試験】 通信連絡設備動作確認試験 (1ヶ月/回)	【判定基準】 SPDS伝送装置、データ収集装置及びSPDS表示装置 ・外観点検を行う。(表示装置、制御盤、機能に係るエラーメッセージのないこと) ・表示装置の表示機能を確認する。 ・パラメータ記録機能を確認する。	<差異無し>	-
						【SA定期試験】 通信連絡設備動作確認試験 (1ヶ月/回)	【判定基準】 統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備 ・テレビ会議システムの動作試験にて異常がないこと。 ・IP電話の通話試験にて通話ができること。 ・IP-FAXの送受信試験にて異常がないこと。	<差異無し>	-
				-	-	【SA定期試験】 通信連絡設備動作確認試験 (1ヶ月/回)	【判定基準】 衛星電話設備(固定型)の通話試験にて通話ができること。	<差異無し>	-
						【SA定期試験】 通信連絡設備動作確認試験 (3ヶ月/回)	【判定基準】 衛星電話設備(携帯型)の通話試験にて通話ができること。	<差異無し>	-
				-	-	【SA定期試験】 通信連絡設備動作確認試験 (1ヶ月/回)	【判定基準】 ・無線連絡設備(固定型)の通話試験にて通話ができること。	<差異無し>	-
						【SA定期試験】 通信連絡設備動作確認試験 (3ヶ月/回)	【判定基準】 ・無線連絡設備(携帯型)の通話試験にて通話ができること。	<差異無し>	-
				-	-	【SA定期試験】 通信連絡設備動作確認試験 (3ヶ月/回)	【判定基準】 ・携行型通話装置の通話試験にて通話ができること。	<差異無し>	-
						【SA定期試験】 ブルドーザ及びバックホウ動作試験 (3ヶ月/回)	【判定基準】 ・実機を稼働させて異常が無い事を確認する。	<差異無し>	-
66-18-1	ブルドーザおよ びバックホウ	(1)運転上の制限 所要数が動作可能であること	<p>【設置許可本文】 屋外アクセスルートに対する地震による影響(周辺構造物等の損傷、周辺斜面の崩落及び敷地下斜面のすべり)、その他自然現象による影響(風(台風)及び竜巻による飛来物、積雪並びに火山の影響)を想定し、複数のアクセスルートの中から状況を確認し、早期に復旧可能なブルドーザ及びバックホウをそれぞれ1台(予備1台)保管、使用する。</p>	-	-	【SA定期試験】 ブルドーザ及びバックホウ動作試験 (3ヶ月/回)	【判定基準】 ・実機を稼働させて異常が無い事を確認する。	<差異無し>	-
		(2)確認事項 1. ブルドーザについて、所要数が動作可能であることを確認する。3ヶ月に1回 防災課長 2. バックホウについて、所要数が動作可能であることを確認する。3ヶ月に1回 防災課長							



他条文により確認



【月例等】との差異



【定事検/月例等】との差

東北電力							
女川2号炉							
保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項) (仮称)	定期事業者検査等の名称 (仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案) (仮称)	月例等定期試験名称 (仮称)	月等式試験の判定基準(案) (チェックシート等での記載内容)
66-19-1	大容量送水ポンプ(タイプI)	<p>(1)運転上の制限 大容量送水ポンプ(タイプI)の所要数が動作可能であること 所要数 大容量送水ポンプ(タイプI)：4台</p> <p>(2)確認事項 1. 大容量送水ポンプ(タイプI)の性能確認を実施し、以下の項目を満足することを確認する。 (1)流量が10m³/h以上、揚程が21.6m以上。1年に1回 防災課長 (2)流量が50m³/h以上、揚程が98.8m以上。1年に1回 防災課長 (3)流量が98m³/h以上、揚程が95.0m以上。1年に1回 防災課長 (4)流量が114m³/h以上、揚程が42.1m以上。1年に1回 防災課長 (5)流量が126m³/h以上、揚程が116.1m以上。1年に1回 防災課長 (6)流量が150m³/h以上、揚程が30.8m以上。1年に1回 防災課長 (7)流量が199m³/h以上、揚程が17.8m以上。1年に1回 防災課長 (8)流量が1,200m³/h以上、揚程が94.8m以上。1年に1回 防災課長 2. 大容量送水ポンプ(タイプI)が動作可能であることを確認する。3ヶ月に1回 防災課長</p> <p>各条にて要求</p>	<p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p>	<p>大容量注水ポンプ(タイプI)機能検査 ・流量が10m³/h以上、揚程が21.6m以上であること。 ・流量が50m³/h以上、揚程が98.8m以上であること。 ・流量が98m³/h以上、揚程が95.0m以上であること。 ・流量が114m³/h以上、揚程が42.1m以上であること。 ・流量が126m³/h以上、揚程が116.1m以上であること。 ・流量が150m³/h以上、揚程が30.8m以上であること。 ・流量が199m³/h以上、揚程が17.8m以上であること。 ・流量が1,200m³/h以上、揚程が94.8m以上であること。</p> <p>大容量送水ポンプ(タイプI)機能検査 【SA定期試験】 ・大容量送水ポンプ(タイプI)手動起動試験 (3ヶ月/回)</p>	<p>【判定基準】 ・大容量送水ポンプ(タイプI)を起動し、動作可能であること。(動作確認)</p>	<p><差異無し></p>	<p>【定事検】 ・大容量送水ポンプ(タイプI)単体試験により必要な流量及び揚程を確認する。</p> <p>【月例等】 ・大容量送水ポンプ(タイプI)については、流量、揚程の確認は定事検で実施し、定期試験では動作可能(手動付計器確認含む)であることを確認する。</p> <p>以上の組み合わせにより実条件性能を確認していると整理する。</p> <p>【プレコン疑義】 特に無し</p>



他条文により確認



【月例等】との差異



【定事検/月例等】との差

東北電力

女川2号炉

保安規定 条文	保安規定 条文名称	保安規定(サーベイランス、運転上の制限)	実条件性能 (許認可要求事項)	定期事業者検査等名称 (仮称)	定期事業者検査等での判定基準(案)	月例等定期試験名称 (仮称)	月例等試験の判定基準(案) (チェックシート等での記載内容)	「実条件性能確認」適合の考え方	
								実条件性能確認との差異【定事検】[月例等]	実条件性能確認評価／プレコン
66-19-2	大容量送水ポンプ(タイプII)	<p>(1)運転上の制限 大容量送水ポンプ(タイプII)の所要数が動作可能であること 所要数 大容量送水ポンプ(タイプII)：2台</p> <p>(2)確認事項 1. 大容量送水ポンプ(タイプII)の性能確認を実施し、以下の項目を満足することを確認する。 (1)流量が600m³/h以上、揚程が117.0m以上。1年に1回 防災課長 (2)流量が613m³/h以上、揚程が79.4m以上。1年に1回 防災課長 (3)流量が1,200m³/h以上、揚程が119.5m以上。1年に1回 防災課長 2. 大容量送水ポンプ(タイプII)が動作可能であることを確認する。3ヶ月に1回 防災課長</p>	各条にて要求	-	-	-	-	○66-10-1 大容量送水ポンプ(タイプII)による原子炉建屋への放水【定事検/月例等】 下記の通り、原子炉運転中・停止中ともに実施することは原子力安全上困難と考える。 ・原子炉建屋への海水及び泡消火薬剤の放水による機器の被水、劣化及び環境への影響。	<p>定期事業者検査等にて大容量送水ポンプ(タイプII)単体試験により必要な流量及び揚程を個別に確認する。また月例等試験にて動作可能であることを確認する。</p> <p>○66-11-3 淡水貯水槽(No.1)及び淡水貯水槽(No.2)への注水確認【定事検/月例等】 下記の通り、原子炉運転中・停止中ともに実施することは原子力安全上困難と考える。 ・淡水貯水槽への海水注入による水質劣化、機器腐食、異物混入。</p>
								【定事検】 ・大容量送水ポンプ(タイプII)単体試験により必要な流量及び揚程を確認する。	
<p>【月例等】 ・大容量送水ポンプ(タイプII)については、流量、揚程の確認は定事検で担なし、定例試験では動作可能(革袋付計器確認含む)であることを確認する。</p> <p>以上の組み合わせにより実条件性能を確認していると整理する。</p> <p>【プレコン疑義】 特に無し</p>								<差異無し>	